

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月13日
【計算期間】	第3特定期間 （自 平成21年1月14日 至 平成21年7月13日）
【ファンド名】	D I A Mエマージング債券ファンド
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

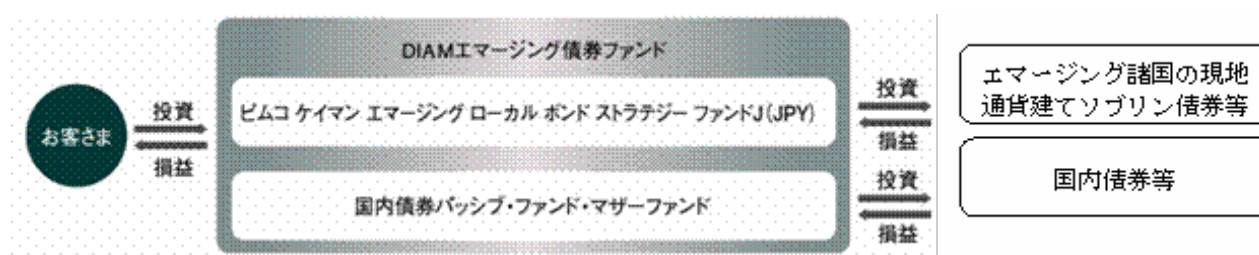
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
- 当ファンドは契約型の追加型証券投資信託に属します。
- 当ファンドは追加型証券投資信託のうち、「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（JPY）」および「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」を通じ、実質的な運用を当該ファンドにおいて行う、ファンド・オブ・ファンズに属します。

<当ファンドの投資スキーム>



- 当ファンドの信託金限度額は、5,000億円とします。
- 当ファンドの主要投資対象である「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（JPY）」の運用は、ピムコ社（PIMCO-Pacific Investment Management Company LLC）が行います。「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の運用は、DIAMアセットマネジメント株式会社が行います。
- 「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（JPY）」受益証券への投資に当っては、ピムコジャパンリミテッドから運用助言を受けます。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券））」とは目論見書または投資信託約款において、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

※決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「エマージング」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」とは「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

※為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの仕組み】

○ファンドの関係法人は次の通りです。

①委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

②受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

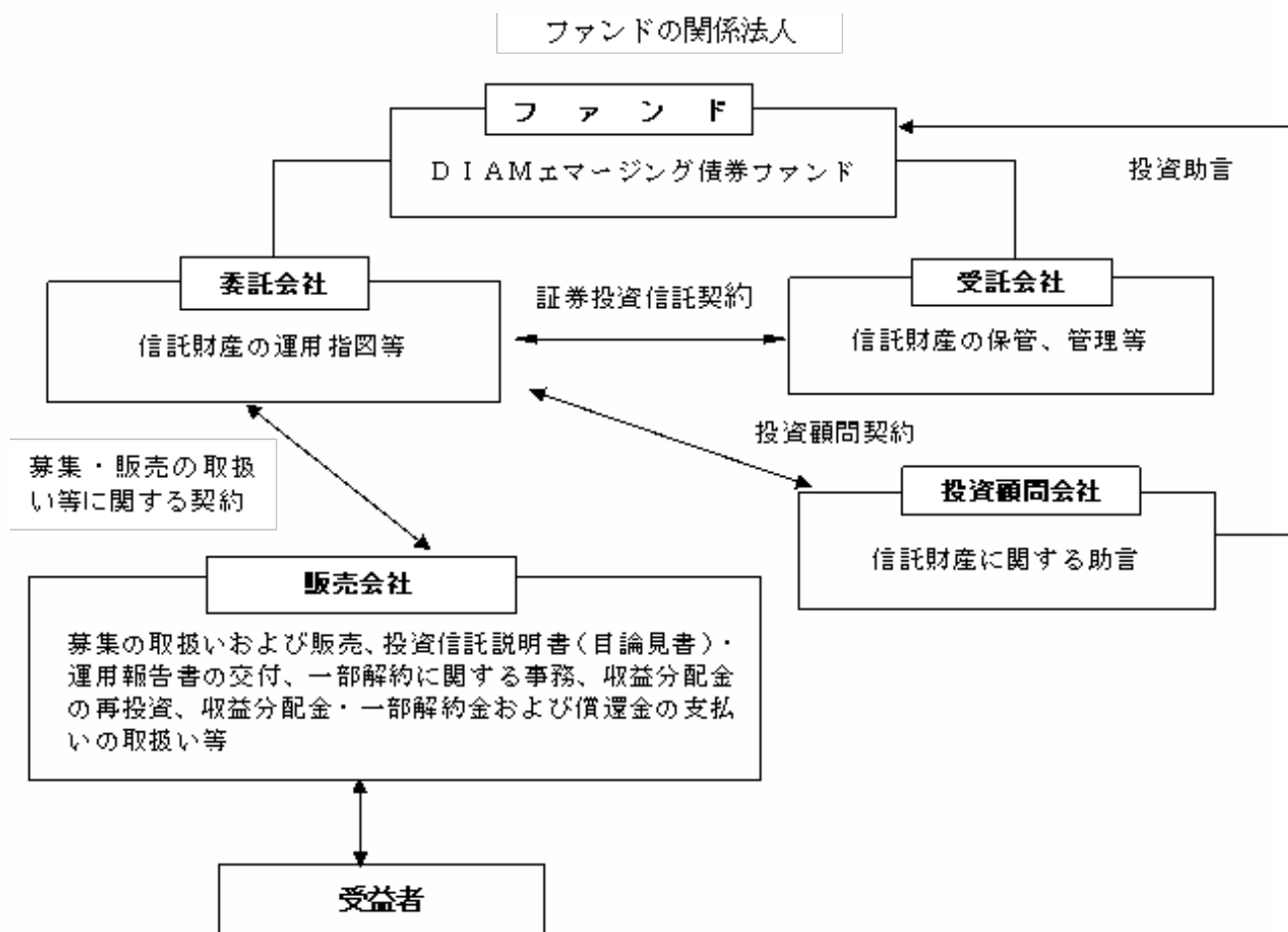
③販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行い

ます。

④投資顧問会社：ピムコ ジャパン リミテッド

委託会社との投資顧問契約に基づき、ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）受益証券への投資に当たっての運用助言を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定してのものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（ピムコ ジャパン リミテッド）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。
当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものであります。

○委託会社の概況

①資本金の額

20億円（平成21年1月30日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年7月1日

会社設立

平成10年3月31日

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

平成10年12月1日

証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

平成11年10月1日

第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

平成20年1月1日

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

(平成21年1月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1

今後成長が期待されるエマージング諸国（新興国）の現地通貨建てソブリン債券等^{*}に、分散投資を行います。

○当ファンドは、主としてエマージング諸国の現地通貨建てソブリン債券等に実質的に投資し、相対的に高い金利と為替益の獲得をめざします。

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替リスクがあります。

^{*}現地通貨建てソブリン債券等とは、各国政府または政府機関が発行する債券、政府保証付債券およびこれらと同等の価値が得られると考えられる証券などをいいます。

2

債券運用で定評のあるピムコ（PIMCO）社に実質的な運用を委託します。

○ピムコ社は、債券特化型運用会社です。

○同社は1980年代からエマージング債券運用を開始しております。

○投資環境等によっては、想定した運用実績を得られない場合があります。

3

毎月決算を行い、安定的な収益の分配を継続的に行うことをめざします。

○毎月12日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、原則として利子配当等収益を中心に分配を行うことをめざします。

○毎年2月、5月、8月、11月の決算時には、原則として利子配当等収益に売買益（評価益を含みます。）等を加えた額から分配を行います。

○分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<投資態度>

- ①外国籍投資信託である「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（JPY）」受益証券および国内籍投資信託である「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、エマージング諸国（新興国）の現地通貨建てソブリン債券等に実質的な投資を行います。
- ②外国籍投資信託への投資比率は、通常の状態においては90%以上をめどとします。投資比率の決定に当たっては、ピムコジャパンリミテッドから運用助言を受けます。
- ③投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除く。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてケイマン籍円建外国投資信託であるピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（J P Y）の受益証券およびD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの。
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と定めるときは、委託会社は、信託金を、前記③1. から4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

○投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（J P Y）
形態	ケイマン籍 円建外国投資信託受益証券
投資方針および主要投資対象	・主として、新興国^(※1)の現地通貨建てソブリン債券等およびその派生商品^(※2)に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。通常、純資産総額の3分の2以上を、新興国の現地通貨建てソブリン債券等およびその派生商品に投資を行います。 (※1) 新興国とは、世界銀行もしくは国際連合より新興国もしくは発展途上国として分類されている国とします。 (※2) 派生商品については、先渡取引、オプション取引、先物取引、スワップ取引などを活用します。 ・新興国の現地通貨建てソブリン債券の代表的指数である「J PモルガンG B I－E Mグローバル・ディバーシファイド（円ベース、為替ヘッジなし）」^(※3)をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果を目指します。 (※3) J PモルガンG B I－E Mグローバル・ディバーシファイドに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ . P .モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。 ・ムーディーズ社による格付がB格（またはスタンダード&プアーズ社、もしくはフィッチ社による同等格の格付）未満の格付の証券（格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。）への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、ベンチマークの平均デュレーションに対して±2年の範囲内とします。 ・銘柄選定にあたっては、投資対象国のファンダメンタルズ分析や債券等のバリュエーション分析などを行って、投資国および投資対象銘柄を選定します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・ただし、市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。

その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時に売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等がかかります。(注) (注)これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。
運用会社	ピムコ社（P I M C O－Pacific Investment Management Company LLC）

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
形態	国内籍 契約型証券投資信託受益証券
投資方針および主要投資対象	・わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA－BPI総合[※]に連動する投資成果を目指して運用を行います。 ※NOMURA－BPI総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。 ・公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ・公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。
申込手数料	ありません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、信託財産から支払われます。（注） （注）これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。
委託会社	D I A Mアセットマネジメント株式会社

○投資する投資信託証券の運用プロセス

1. ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）

➤ エマージング債券の基本アプローチ

➤ 通貨に特化した要因 / テーマによる詳細分析

ファンダメンタルズ分析

- 各国の経済及び財政状況
- 社会面、政治面での安定度合い
- 中長期的な潜在成長性

外部環境分析

- 先進国の経済成長と金利見通し
- 商品価格
- グローバル金融市場の動向

市場テクニカル分析

- 流動性とレバレッジ水準
- エクスポージャーの集中度合い
- 投資家層の動向

購買力平価
実質実効為替レート
経常収支
財政収支
インフレ率
流動性
投資家動向
キャリー
中国、欧州統合
コモディティなどの要因分析

上記要因/テーマの選定及びそれらの
重み付けは定期的に見直されます

2. 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

1) 流動性基準によるユニバース設定

NOMURA－BPI総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資ユニバースを設定します。

2) 最適化法によるポートフォリオの構築

- ①債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因
 - ②金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因
- ①、②が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。

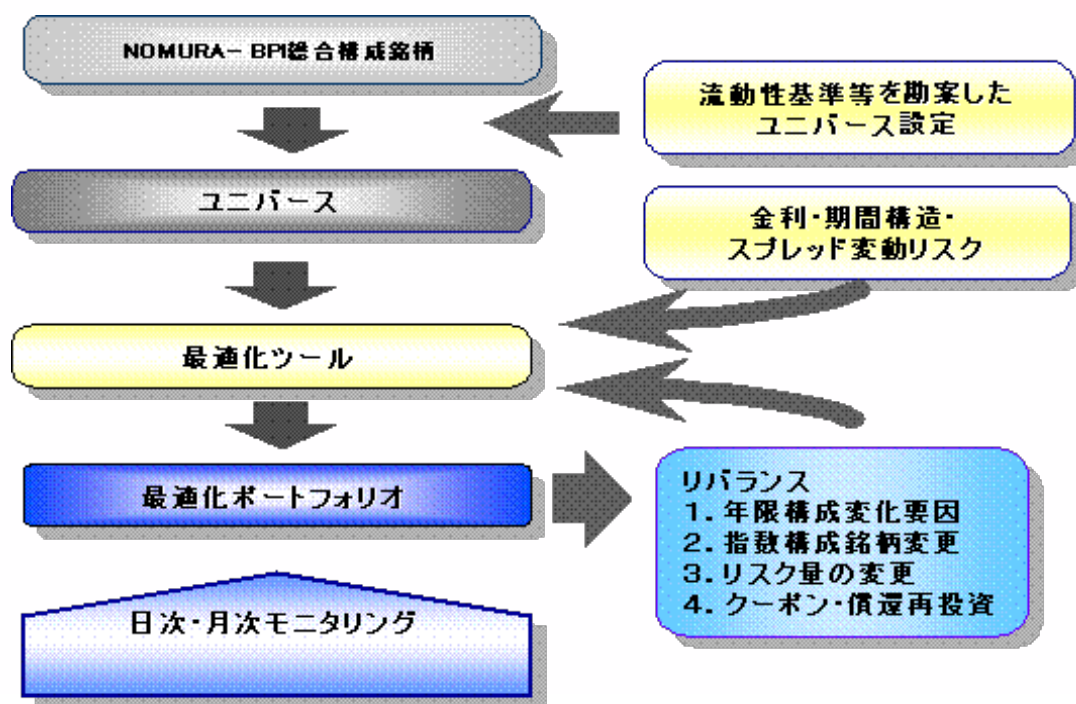
3) リバランス

日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。

リバランス要因には以下のものがあります。

- ・年限構成変化要因
- ・指数構成銘柄変更

- ・リスク量の変更
- ・クーポン、償還再投資

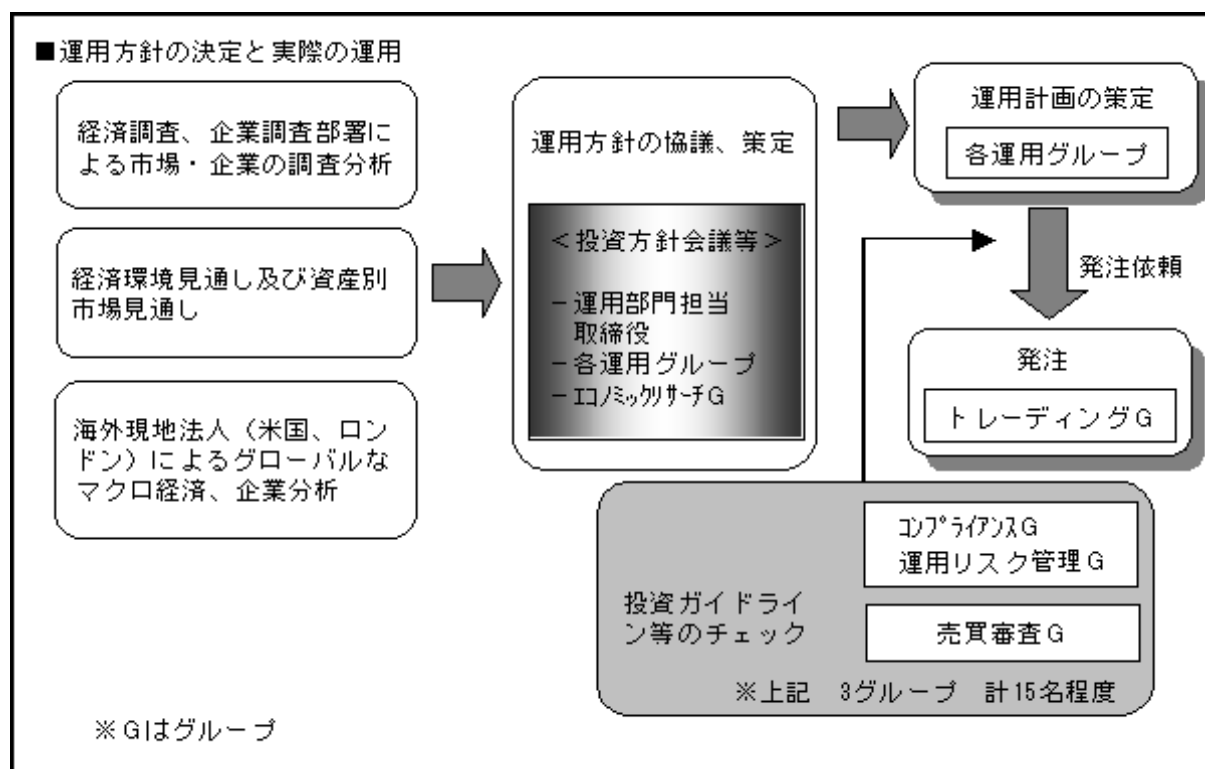
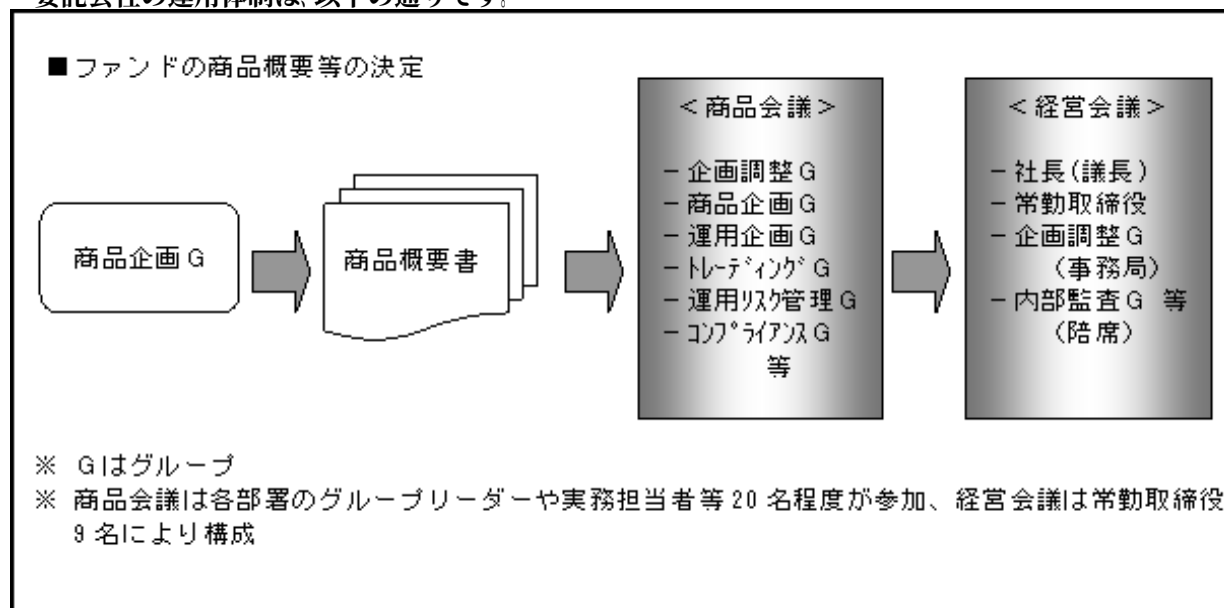


<主な投資制限>

- ・株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。
- ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、以下の通りです。



＜ファンドの商品概要等の決定＞

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

＜運用方針の決定と実際の運用＞

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

※前記体制は平成21年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき収益分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」という。）を含みます。）および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。毎月の決算時には、原則として利子配当等収益を中心に分配を行います。加えて、四半期（2月、5月、8月、11月）毎に売買益（評価益を含みます。）等から分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配方式

(1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 信託財産に属する利子等収益（利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3) 前記1) および2) におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動引き落とし投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

② 株式への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

③ デリバティブの直接利用は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

④ 外貨建資産への直接投資は行いません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

⑤ 非株式割合については制限を設けません。（約款「運用の基本方針」(3)投資制限)

⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限（約款第19条）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託業者または販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額に制限を設けません。

⑦ 資金の借入れ（約款第25条）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

○為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。これにより投資元本を割り込むことがあります。エマージング諸国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

○信用リスク

信用リスクとは、債券や短期金融商品等の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般的に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合等には、当該債券等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下がる要因となります。これにより投資元本を割り込むことがあります。エマージング債券に投資する場合、先進国債券に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

○流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。

当ファンドは、実質的に市場規模が小さい債券等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。

○金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。エマージング債券に投資する場合、先進国債券に比べ金利リスクが大きくなる傾向があります。

○カントリーリスク

当ファンドが実質的に投資を行う通貨や債券の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や債券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響を及ぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国に比べ、市場規模が小さく、流動性が低い場合があります。また、金融商品取引所等、証券決済に関する規定、会計基準等が先進国と異なる場合があることから、運用上予期しない制約を受けることがあります。また、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対する規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合等には、運用上の制約を受ける可能性があり、投資成果に大きく影響を与える可能性があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

○当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められた信託期間の途中で信託の終了（繰上償還）する場合があります。

・注意事項

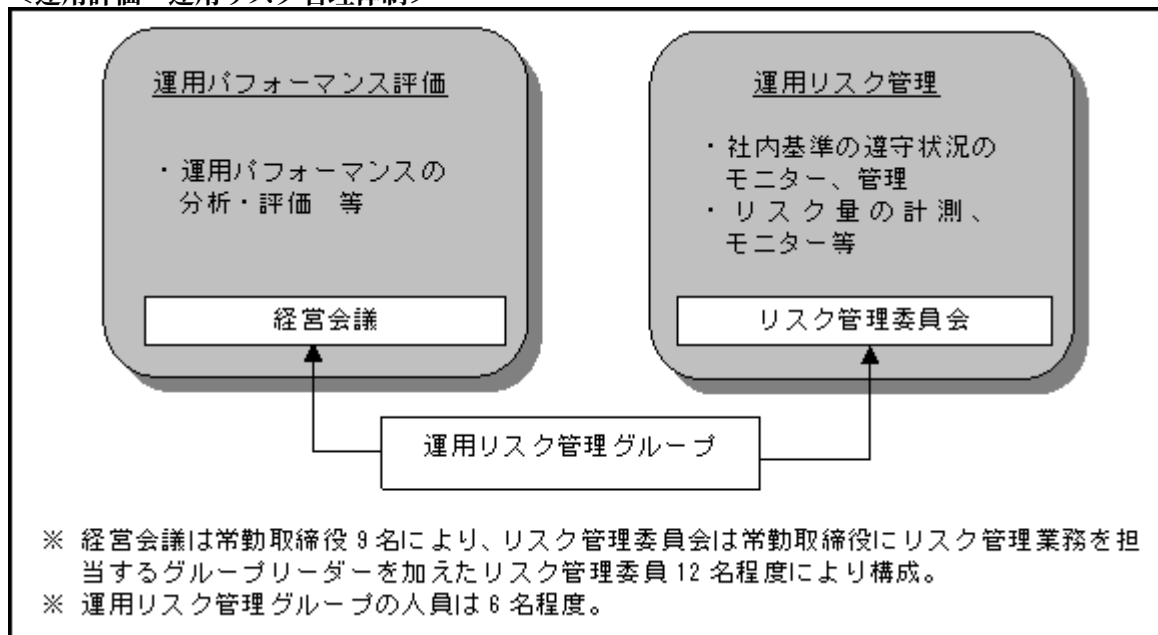
イ. 当ファンドは、投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。

ロ. 証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ. 証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入額については、元本保証および利回りの保証のいずれもありません。

ニ. 証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります。これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>

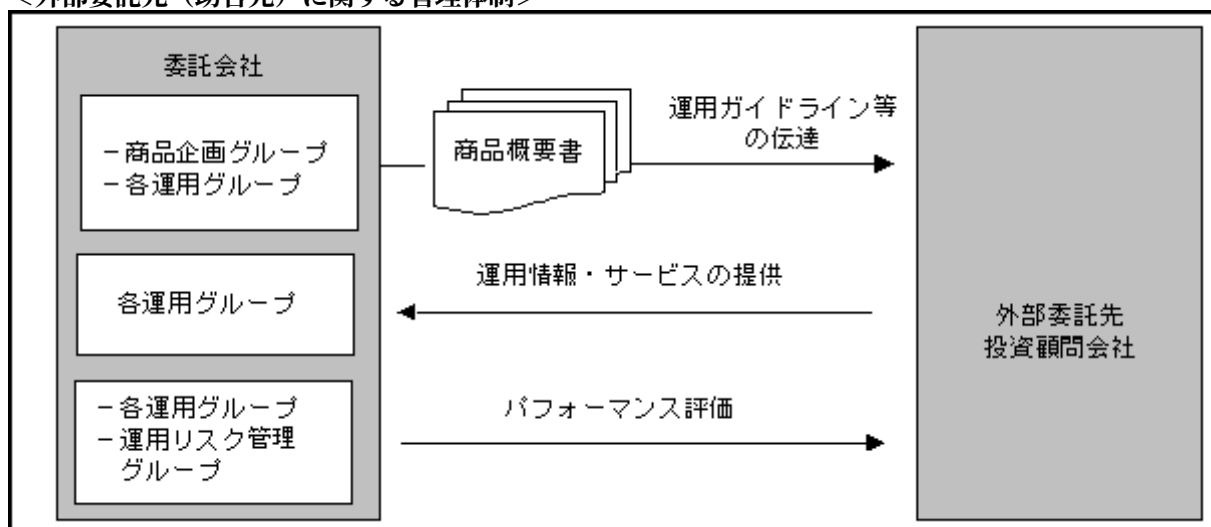


運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

※前記体制は平成21年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<外部委託先（助言先）に関する管理体制>



運用の外部委託先に対しては、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などをまとめた商品概要書によって商品内容を伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、運用リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

※前記体制は平成21年1月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額		信託財産の純資産総額に対して年率1.785%（税抜1.70%）
		内 訖 当ファンド	年率1.785%（税抜1.70%）	
			委託会社	販売会社
			年率1.008%～1.113% （税抜0.96%～1.06%）	年率0.630%～0.735% （税抜0.60%～0.70%）
			受託会社	
		投資対象とする投資信託証券	ありません。	

（注）委託会社および販売会社の信託報酬の配分については、各販売会社の取扱純資産額に応じて、以下の率を適用するものとします。

各販売会社の取扱純資産額	委託会社	販売会社
300億円以下の部分	年率1.113% （税抜1.06%）	年率0.630% （税抜0.60%）
300億円超800億円以下の部分	年率1.0815% （税抜1.03%）	年率0.6615% （税抜0.63%）
800億円超1,800億円以下の部分	年率1.0605% （税抜1.01%）	年率0.6825% （税抜0.65%）
1,800億円超の部分	年率1.008% （税抜0.96%）	年率0.735% （税抜0.70%）

当ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

当ファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、当ファンドまたは当ファンドの投資対象である投資信託証券から直接的に支払われません。投資顧問報酬は、委託会社が受け取った報酬の中から支払うものとします。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

2. その他の費用

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等に相当する額とともに信託財産中より支弁します。
- ③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④投資対象とする投資信託証券でかかる費用等は、間接的に当ファンドで負担します。当該費用は以下の通りです。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券	主な費用
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用等
ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（JPY）	ファンド設立にかかる費用、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等

※前記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

②一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」および「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年8月5日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	17,045,110,792	99.51
親投資信託受益証券	日本	10,182,385	0.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		74,556,170	0.44
合 計（純資産総額）		17,129,849,347	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年8月5日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	日本	253,882,830,900	75.96
地方債証券	日本	21,759,980,576	6.51
特殊債券	日本	31,384,389,405	9.39
社債券	日本	28,942,322,420	8.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△ 1,729,456,911	△ 0.52
合 計（純資産総額）		334,240,066,390	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年8月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ピムコ ケイマン エ マーシング ローカ ル ボンド ストラテ ジー ファンド J (JPY)	投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,955,612	7,966.13	15,578,655,101	8,716.00	17,045,110,792	99.51
2	国内債券パッシブ・ ファンド・マザー ファンド	親投資信託受益証券	日本	9,450,010	10,832.00	10,236,250	10,775.00	10,182,385	0.06

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は2銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年8月5日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.51
親投資信託受益証券	0.06
合計	99.56

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

平成21年8月5日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	296回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	6,000,000,000	101.92	6,115,025,000	101.42	6,085,320,000	1.50	2018/9/20	1.82
2	299回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	6,000,000,000	98.86	5,931,598,000	99.11	5,946,660,000	1.30	2019/3/20	1.78
3	72回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,600,000,000	103.47	5,794,320,000	103.65	5,804,344,000	1.50	2013/6/20	1.74
4	63回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,600,000,000	102.04	5,714,256,000	102.25	5,725,944,000	1.20	2012/3/20	1.71
5	81回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,500,000,000	100.16	5,508,750,000	100.60	5,533,165,000	0.80	2014/3/20	1.66
6	297回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	5,500,000,000	100.85	5,546,872,000	100.29	5,515,950,000	1.40	2018/12/20	1.65
7	52回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,300,000,000	100.76	5,340,015,000	100.79	5,341,711,000	0.80	2010/12/20	1.60
8	293回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	104.97	5,248,542,000	104.18	5,208,950,000	1.80	2018/6/20	1.56
9	60回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,100,000,000	101.85	5,194,342,000	101.93	5,198,481,000	1.20	2011/9/20	1.56
10	64回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	103.09	5,154,277,000	103.21	5,160,600,000	1.50	2012/6/20	1.54
11	57回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	102.20	5,110,150,000	102.12	5,105,950,000	1.40	2011/6/20	1.53
12	61回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	102.00	5,099,881,000	102.10	5,104,900,000	1.20	2011/12/20	1.53
13	78回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	100.84	5,041,835,000	101.19	5,059,450,000	0.90	2013/12/20	1.51
14	66回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,800,000,000	101.75	4,884,183,000	102.10	4,900,992,000	1.10	2012/9/20	1.47
15	286回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	4,500,000,000	105.39	4,742,742,000	104.87	4,719,330,000	1.80	2017/6/20	1.41

16	49回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,500,000,000	100.34	4,515,210,000	100.44	4,519,710,000	0.60	2010/9/20	1.35
17	289回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	4,300,000,000	102.39	4,402,623,000	102.12	4,391,332,000	1.50	2017/12/20	1.31
18	284回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	4,200,000,000	104.81	4,402,134,000	104.41	4,385,052,000	1.70	2016/12/20	1.31
19	70回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,300,000,000	100.56	4,324,243,000	101.08	4,346,483,000	0.80	2013/3/20	1.30
20	285回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	4,100,000,000	104.63	4,289,856,000	104.29	4,275,685,000	1.70	2017/3/20	1.28
21	54回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,900,000,000	101.41	3,955,068,000	101.39	3,954,015,000	1.10	2011/3/20	1.18
22	290回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	3,700,000,000	101.58	3,758,370,000	101.09	3,740,219,000	1.40	2018/3/20	1.12
23	75回 利付国 庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,500,000,000	101.70	3,559,330,000	102.11	3,573,815,000	1.10	2013/9/20	1.07
24	288回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	3,300,000,000	104.30	3,441,931,000	103.89	3,428,304,000	1.70	2017/9/20	1.03
25	254回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	3,300,000,000	103.13	3,403,323,000	103.31	3,409,362,000	1.40	2013/9/20	1.02
26	266回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	3,000,000,000	103.24	3,097,342,000	103.24	3,097,290,000	1.40	2014/12/20	0.93
27	281回 利付 国庫債券（2 年）	国債 証券	日本	3,000,000,000	100.30	3,008,920,000	100.27	3,007,980,000	0.40	2011/6/15	0.90
28	277回 利付 国庫債券（2 年）	国債 証券	日本	3,000,000,000	100.08	3,002,350,000	100.26	3,007,710,000	0.40	2011/2/15	0.90
29	282回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	2,800,000,000	105.43	2,952,173,000	104.51	2,926,252,000	1.70	2016/9/20	0.88
30	260回 利付 国庫債券（1 0年）	国債 証券	日本	2,800,000,000	104.12	2,915,283,000	104.25	2,919,112,000	1.60	2014/6/20	0.87

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年8月5日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	75.96
地方債証券	6.51
特殊債券	9.39
社債券	8.66
合計	100.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成21年8月5日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末（平成20年5月12日現在）	3,195	3,195	1.0278	1.0278
	第2期末（平成20年6月12日現在）	4,913	4,913	1.0423	1.0423
	第3期末（平成20年7月14日現在）	6,548	6,591	1.0625	1.0695
第2特定期間	第4期末（平成20年8月12日現在）	10,015	10,200	1.0857	1.1057
	第5期末（平成20年9月12日現在）	13,905	14,004	0.9789	0.9859
	第6期末（平成20年10月14日現在）	12,972	13,080	0.8357	0.8427
	第7期末（平成20年11月12日現在）	11,826	11,936	0.7493	0.7563
	第8期末（平成20年12月12日現在）	11,903	12,014	0.7496	0.7566
	第9期末（平成21年1月13日現在）	11,635	11,745	0.7403	0.7473
第3特定期間	第10期末（平成21年2月12日現在）	11,137	11,248	0.7059	0.7129
	第11期末（平成21年3月12日現在）	11,691	11,802	0.7328	0.7398
	第12期末（平成21年4月13日現在）	13,489	13,602	0.8290	0.8360
	第13期末（平成21年5月12日現在）	14,042	14,158	0.8427	0.8497
	第14期末（平成21年6月12日現在）	14,803	14,925	0.8497	0.8567
	第15期末（平成21年7月13日現在）	14,987	15,119	0.7975	0.8045
	平成20年8月末	12,691	—	1.0713	—
	9月末	14,859	—	0.9693	—
	10月末	11,884	—	0.7581	—
	11月末	11,692	—	0.7382	—
	12月末	11,976	—	0.7644	—
	平成21年1月末	11,552	—	0.7309	—
	2月末	11,795	—	0.7451	—
	3月末	12,136	—	0.7532	—
	4月末	13,409	—	0.8088	—
	5月末	14,342	—	0.8395	—
	6月末	15,357	—	0.8374	—
	7月末	16,753	—	0.8623	—
	8月5日	17,129	—	0.8732	—

②【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	-
	第2期	-
	第3期	0.0070
第2特定期間	第4期	0.0200
	第5期	0.0070
	第6期	0.0070
	第7期	0.0070
	第8期	0.0070
	第9期	0.0070
第3特定期間	第10期	0.0070
	第11期	0.0070
	第12期	0.0070
	第13期	0.0070
	第14期	0.0070
	第15期	0.0070

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1特定期間	第1期	2.78
	第2期	1.41
	第3期	2.61
第2特定期間	第4期	4.07
	第5期	△ 9.19
	第6期	△ 13.91
	第7期	△ 9.50
	第8期	0.97
	第9期	△ 0.31
第3特定期間	第10期	△ 3.70
	第11期	4.80
	第12期	14.08
	第13期	2.50
	第14期	1.66
	第15期	△ 5.32

（注）収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年3月28日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

お申込価額（発行価格）

お申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（但し、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ

- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込になる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、お申込手数料はかかりません。

※販売会社によっては、各種の手数料優遇措置が適用される場合があります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。

※原則として、販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※委託会社は、市場の著しい混乱等でエマージング債券市場の流動性が極端に低下した場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

※信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

※解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、原則として平成20年3月28日から無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ. 償還規定」の場合には、信託を終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。

b. 前記a. の規定にかかわらず、前記a. の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】**イ. 償還規定**

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、ファンドの受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b. から前記d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b. から前記d. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、前記b. に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a. の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b. からd. までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 前記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からf. の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「イ.償還規定」c. または前記b. に規定する書面に付記します。
- j. 前記b. に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公 告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、原則として毎年1月12日、7月12日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

（1）収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了後の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

（3）一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（4）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、前特定期間（平成20年7月15日から平成21年1月13日まで）については改正前の、当特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月13日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年7月15日から平成21年1月13日まで）及び当特定期間（平成21年1月14日から平成21年7月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【D I A Mエマージング債券ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年 1 月13日現在	当期 平成21年 7 月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	241,428,943	370,356,334
投資信託受益証券	11,531,334,433	14,898,455,101
親投資信託受益証券	10,182,385	10,236,250
流動資産合計	11,782,945,761	15,279,047,685
資産合計	11,782,945,761	15,279,047,685
負債の部		
流動負債		
未払金	—	126,300,000
未払収益分配金	110,010,152	131,560,876
未払解約金	18,836,263	10,175,944
未払受託者報酬	444,834	539,966
未払委託者報酬	18,460,791	22,408,912
その他未払費用	55,592	67,481
流動負債合計	147,807,632	291,053,179
負債合計	147,807,632	291,053,179
純資産の部		
元本等		
元本	15,715,736,069	18,794,410,879
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*3 △4,080,597,940	*3 △3,806,416,373
（分配準備積立金）	270,461,257	337,491,418
元本等合計	11,635,138,129	14,987,994,506
純資産合計	11,635,138,129	14,987,994,506
負債純資産合計	11,782,945,761	15,279,047,685

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成20年 7 月15日 至 平成21年 1 月13日	当期 自 平成21年 1 月14日 至 平成21年 7 月13日
営業収益		
受取配当金	711,625,034	847,316,057
受取利息	676,488	71,709
有価証券売買等損益	△4,888,125,282	799,074,533
営業収益合計	△4,175,823,760	1,646,462,299
営業費用		
受託者報酬	2,487,140	2,728,624
委託者報酬	103,217,991	113,239,510
その他費用	310,811	340,981
営業費用合計	106,015,942	116,309,115
営業利益又は営業損失（△）	△4,281,839,702	1,530,153,184
経常利益又は経常損失（△）	△4,281,839,702	1,530,153,184
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,281,839,702	1,530,153,184
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△21,844,122	△3,317,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	385,273,151	△4,080,597,940
剰余金増加額又は欠損金減少額	518,385,229	114,465,953
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,516,614	114,465,953
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	387,868,615	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	667,576,178
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	667,576,178
分配金	*1 724,260,740	*1 706,178,504
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,080,597,940	△3,806,416,373

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成20年7月15日 至平成21年1月13日	当期 自平成21年1月14日 至平成21年7月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成20年7月15日から平成21年1月13日までとなっております。	特定期間の取扱い 当ファンドの特定期間は前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成21年1月14日から平成21年7月13日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成21年1月13日現在	当期 平成21年7月13日現在
*1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	6,163,144,430円 10,597,852,099円 1,045,260,460円	15,715,736,069円 3,595,750,389円 517,075,579円
*2 特定期間末日における受益権の総数	15,715,736,069口	18,794,410,879口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,080,597,940円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,806,416,373円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成20年7月15日 至平成21年1月13日	当期 自平成21年1月14日 至平成21年7月13日
*1 分配金の計算過程	（平成20年7月15日から平成20年8月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,808,728円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（213,923,156円）、信託約款に規定される収益調整金（510,336,065円）及び分配準備積立金（184,703,154円）より分配対象収益は974,771,103円（1万口当たり1,056.59円）であり、うち184,511,099円（1万口当たり200円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） （平成20年8月13日から平成20年9月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（94,321,240円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（449,976,529円）及び分配準備積立金（275,581,904円）より分配対象収益は819,879,673円（1万口当たり577.17円）であり、うち99,435,430円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成20年9月13日から平成20年10月14日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（108,222,954円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（520,476,716円）及び分配準備積立金（267,112,642円）より分配対象収益は895,812,312円（1万口当たり577.07円）であり、うち108,662,457円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成20年10月15日から平成20年11月12日までの分配金計算期間）	（平成21年1月14日から平成21年2月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（116,015,036円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（547,481,967円）及び分配準備積立金（267,683,702円）より分配対象収益は931,180,705円（1万口当たり590.21円）であり、うち110,437,956円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。（以下、各期間において同じ。） （平成21年2月13日から平成21年3月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（130,284,385円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（558,675,249円）及び分配準備積立金（272,008,970円）より分配対象収益は960,968,604円（1万口当たり602.30円）であり、うち111,684,237円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成21年3月13日から平成21年4月13日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（135,138,399円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（577,158,981円）及び分配準備積立金（289,561,497円）より分配対象収益は1,001,858,877円（1万口当たり615.71円）であり、うち113,900,728円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （平成21年4月14日から平成21年5月12日までの分配金計算期間）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（115,867,120円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（536,595,133円）及び分配準備積立金（263,910,216円）より分配対象収益は916,372,469円（1万口当たり580.58円）であり、うち110,486,166円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（133,035,345円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（599,908,988円）及び分配準備積立金（309,801,861円）より分配対象収益は1,042,746,194円（1万口当たり625.77円）であり、うち116,643,501円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
（平成20年11月13日から平成20年12月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（117,036,983円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（543,619,157円）及び分配準備積立金（267,354,693円）より分配対象収益は928,010,833円（1万口当たり584.41円）であり、うち111,155,436円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（平成21年5月13日から平成21年6月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（134,028,373円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（644,655,040円）及び分配準備積立金（324,731,307円）より分配対象収益は1,103,414,720円（1万口当たり633.36円）であり、うち121,951,206円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
（平成20年12月13日から平成21年1月13日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（113,300,382円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（541,447,137円）及び分配準備積立金（267,171,027円）より分配対象収益は921,918,546円（1万口当たり586.62円）であり、うち110,010,152円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	（平成21年6月13日から平成21年7月13日までの分配金計算期間） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（133,991,977円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（725,242,073円）及び分配準備積立金（335,060,317円）より分配対象収益は1,194,294,367円（1万口当たり635.45円）であり、うち131,560,876円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前期 自平成20年7月15日 至平成21年1月13日		当期 自平成21年1月14日 至平成21年7月13日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	11,531,334,433	△ 152,549,074	14,898,455,101	△ 965,053,756
親投資信託受益証券	10,182,385	134,190	10,236,250	135,135
合計	11,541,516,818	△ 152,414,884	14,908,691,351	△ 964,918,621

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成21年1月13日現在	当期 平成21年7月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7403円 (7,403円)	0.7975円 (7,975円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評 価 額 (円)	備 考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J (J P Y)	1,875,199	14,898,455,101	
投資信託受益証券計			14,898,455,101	
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファ ンド	9,450,010	10,236,250	
親投資信託受益証券計			10,236,250	
合計			14,908,691,351	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券および「ピムコ ケイマン エマージング
ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（J P Y）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産
の部に計上された「親投資信託受益証券」および「投資信託受益証券」は、すべてこれらの受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成21年1月13日現在	平成21年7月13日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,386,084,185	5,505,076,863
国債証券		186,077,472,400	241,166,282,300
地方債証券		14,950,467,933	20,889,278,356
特殊債券		24,934,298,135	30,580,725,152
社債券		19,447,349,960	27,471,551,190
未収利息		722,947,146	860,331,867
前払費用		45,629,609	129,293,359
流動資産合計		248,564,249,368	326,602,539,087
資産合計		248,564,249,368	326,602,539,087
負債の部			
流動負債			
未払金		—	4,276,447,000
未払解約金		18,789,000	32,842,000
流動負債合計		18,789,000	4,309,289,000
負債合計		18,789,000	4,309,289,000
純資産の部			
元本等			
元本		230,660,804,354	297,540,986,640
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		17,884,656,014	24,752,263,447
元本等合計		248,545,460,368	322,293,250,087
純資産合計		248,545,460,368	322,293,250,087
負債純資産合計		248,564,249,368	326,602,539,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成20年7月15日 至平成21年1月13日	自平成21年1月14日 至平成21年7月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年2月15日から平成21年2月16日までとなっております。	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成21年2月17日から平成22年2月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成21年1月13日現在	平成21年7月13日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 同期中追加設定元本額 同期中解約元本額	227,739,374,933円 58,865,065,153円 55,943,635,732円	230,660,804,354円 95,811,764,343円 28,931,582,057円
同期末における元本の内訳		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	- 円	441,698,988円
D I A M国内債券インデックスファンド<DC年金>	5,068,576,676円	5,571,393,650円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	2,024,563,623円	2,209,751,415円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,103,818,097円	3,480,408,295円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	1,236,935,719円	1,440,608,078円
D I A M DC バランス 3 0 インデックスファンド	1,100,494,716円	1,108,199,071円
D I A M DC バランス 5 0 インデックスファンド	1,047,832,558円	1,114,413,398円
D I A M DC バランス 7 0 インデックスファンド	148,900,624円	140,367,406円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	249,245,034円	246,179,131円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	1,597,678,607円	1,727,816,366円
みずほエマージングボンドオープン	29,420,418円	10,801,911円
D I A M高金利通貨ファンド	9,608,918円	9,608,918円
D I A Mエマージング債券ファンド	9,450,010円	9,450,010円
D I A Mロシア株式ファンド	28,698,739円	10,126,042円

D I A M国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	19,419,364,576円	15,983,539,127円
D I A Mワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	- 円	5,387,780円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	15,485,332,238円	15,712,407,304円
D I A Mグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	779,457,379円	828,638,774円
D I A M国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	531,075,698円	551,500,584円
D I A M国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,209,716,448円	1,291,935,027円
D I A M国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	617,743,134円	630,910,572円
D I A M国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	430,663,603円	439,635,914円
D I A M世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	32,482,916,746円	33,885,121,776円
D I A M世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	10,436,372,017円	10,964,244,106円
D I A Mバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	15,787,099,724円	16,226,179,308円
D I A Mバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	5,795,328,102円	6,158,370,234円
D I A Mバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	8,977,725,861円	9,519,023,504円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	1,935,655,430円	1,961,299,935円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	7,060,375,945円	7,166,861,237円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	6,952,018,354円	8,821,257,972円
D I A M世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	13,936,342,628円	14,666,724,542円
D I A Mグローバルβ私募ファンド（適格機関投資家向け）	317,688,496円	1,089,140,281円
D I A M為替フルヘッジ型グローバルアセット私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,067,802,637円	1,142,651,738円
D I A M世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	14,388,106,796円	14,943,491,053円
D I A Mアイエヌジー世界バランスファンド35VA（適格機関投資家限定）	7,832,993,787円	8,253,394,427円
D I A Mグローバル分散ファンドVA（適格機関投資家限定）	1,618,991,252円	1,658,736,557円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	45,767,617,391円	85,878,435,931円

D I A M世界アセットバランス ファンド40VA（適格機関投 資家限定）	2,175,192,373円	3,044,615,037円
D I A M世界アセットバランス ファンド25VA（適格機関投 資家限定）	- 円	5,615,742,801円
D I A M世界アセットバランス ファンド3VA（適格機関投資 家限定）	- 円	12,662,009,631円
D I A Mバランス30VA（適 格機関投資家限定）	- 円	918,535,156円
D I A Mバランス50VA（適 格機関投資家限定）	- 円	233,535円
D I A Mバランス70VA（適 格機関投資家限定）	- 円	140,118円
(合 計)	230,660,804,354円	297,540,986,640円
*2 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの特定期間末日 における受益権の総数	230,660,804,354口	297,540,986,640口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	自平成20年7月15日 至平成21年1月13日		自平成21年1月14日 至平成21年7月13日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
国債証券	186,077,472,400	3,671,046,400	241,166,282,300	270,849,300
地方債証券	14,950,467,933	244,646,498	20,889,278,356	187,086,807
特殊債券	24,934,298,135	299,645,272	30,580,725,152	244,627,300
社債券	19,447,349,960	22,820,970	27,471,551,190	309,403,460
合計	245,409,588,428	4,238,159,140	320,107,836,998	1,011,966,867

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成21年1月13日現在	平成21年7月13日現在
1口当たり純資産額	1.0775円	1.0832円
（1万口当たり純資産額）	（10,775円）	（10,832円）

[次へ](#)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株 式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	2 7 1 回 利付国庫債券（2 年）	1,500,000,000	1,510,365,000	
	2 7 2 回 利付国庫債券（2 年）	700,000,000	704,361,000	
	2 7 3 回 利付国庫債券（2 年）	1,800,000,000	1,814,130,000	
	2 7 4 回 利付国庫債券（2 年）	2,200,000,000	2,212,298,000	
	2 7 5 回 利付国庫債券（2 年）	1,000,000,000	1,005,860,000	
	2 7 6 回 利付国庫債券（2 年）	2,500,000,000	2,511,600,000	
	2 7 7 回 利付国庫債券（2 年）	2,200,000,000	2,206,776,000	
	2 7 8 回 利付国庫債券（2 年）	2,300,000,000	2,307,038,000	
	2 7 9 回 利付国庫債券（2 年）	2,500,000,000	2,507,825,000	
	2 8 0 回 利付国庫債券（2 年）	2,300,000,000	2,307,107,000	
	2 8 1 回 利付国庫債券（2 年）	2,000,000,000	2,006,280,000	
	4 9 回 利付国庫債券（5 年）	4,500,000,000	4,523,040,000	
	5 2 回 利付国庫債券（5 年）	5,300,000,000	5,346,852,000	
	5 4 回 利付国庫債券（5 年）	3,900,000,000	3,957,993,000	
	5 7 回 利付国庫債券（5 年）	5,000,000,000	5,111,800,000	
	6 0 回 利付国庫債券（5 年）	5,100,000,000	5,203,938,000	
	6 1 回 利付国庫債券（5 年）	5,000,000,000	5,110,400,000	
	6 3 回 利付国庫債券（5 年）	5,100,000,000	5,219,799,000	
	6 4 回 利付国庫債券（5 年）	4,300,000,000	4,443,964,000	
	6 6 回 利付国庫債券（5 年）	4,800,000,000	4,906,272,000	
	6 8 回 利付国庫債券（5 年）	2,300,000,000	2,351,681,000	
	6 9 回 利付国庫債券（5 年）	1,800,000,000	1,828,278,000	
	7 0 回 利付国庫債券（5 年）	4,300,000,000	4,350,482,000	
	7 2 回 利付国庫債券（5 年）	4,900,000,000	5,085,857,000	
	7 5 回 利付国庫債券（5 年）	3,500,000,000	3,577,910,000	
	7 8 回 利付国庫債券（5 年）	5,000,000,000	5,066,900,000	
	8 1 回 利付国庫債券（5 年）	5,500,000,000	5,543,725,000	
	8 3 回 利付国庫債券（5 年）	500,000,000	505,725,000	
	2 2 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	300,000,000	307,314,000	
	2 2 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,100,000,000	1,121,901,000	
	2 3 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,150,000,000	1,171,413,000	
	2 3 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	700,000,000	717,143,000	
	2 3 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,700,000,000	1,745,526,000	
	2 3 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,540,000,000	1,588,433,000	
	2 4 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	800,000,000	822,032,000	
	2 4 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,400,000,000	1,430,996,000	
	2 4 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,900,000,000	1,923,104,000	
	2 4 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	700,000,000	708,344,000	
	2 5 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,060,000,000	2,058,001,800	
	2 5 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	3,300,000,000	3,414,609,000	
	2 5 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,500,000,000	2,587,975,000	
	2 5 8 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,500,000,000	1,546,350,000	
	2 6 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,800,000,000	2,927,008,000	
	2 6 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,700,000,000	2,824,308,000	

	2 6 6 回 利付国庫債券（１０年）	3,000,000,000	3,108,210,000	
	2 6 9 回 利付国庫債券（１０年）	1,000,000,000	1,030,220,000	
	2 7 0 回 利付国庫債券（１０年）	2,000,000,000	2,060,100,000	
	2 7 2 回 利付国庫債券（１０年）	2,200,000,000	2,277,726,000	
	2 7 4 回 利付国庫債券（１０年）	1,800,000,000	1,874,754,000	
	2 7 7 回 利付国庫債券（１０年）	1,600,000,000	1,676,336,000	
	2 8 0 回 利付国庫債券（１０年）	2,300,000,000	2,457,205,000	
	2 8 2 回 利付国庫債券（１０年）	2,100,000,000	2,215,542,000	
	2 8 4 回 利付国庫債券（１０年）	4,200,000,000	4,429,362,000	
	2 8 5 回 利付国庫債券（１０年）	4,100,000,000	4,318,448,000	
	2 8 6 回 利付国庫債券（１０年）	3,800,000,000	4,024,770,000	
	2 8 8 回 利付国庫債券（１０年）	3,300,000,000	3,464,175,000	
	2 8 9 回 利付国庫債券（１０年）	3,800,000,000	3,921,790,000	
	2 9 0 回 利付国庫債券（１０年）	3,700,000,000	3,780,401,000	
	2 9 3 回 利付国庫債券（１０年）	5,000,000,000	5,265,250,000	
	2 9 6 回 利付国庫債券（１０年）	6,000,000,000	6,151,380,000	
	2 9 7 回 利付国庫債券（１０年）	5,500,000,000	5,576,615,000	
	2 9 9 回 利付国庫債券（１０年）	6,000,000,000	6,012,900,000	
	3 0 1 回 利付国庫債券（１０年）	1,000,000,000	1,018,030,000	
	1 回 利付国庫債券（３０年）	100,000,000	112,881,000	
	2 回 利付国庫債券（３０年）	100,000,000	106,067,000	
	3 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	208,826,000	
	4 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	228,984,000	
	5 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	204,526,000	
	6 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	211,376,000	
	7 回 利付国庫債券（３０年）	300,000,000	311,184,000	
	8 回 利付国庫債券（３０年）	300,000,000	283,014,000	
	1 1 回 利付国庫債券（３０年）	300,000,000	276,702,000	
	1 2 回 利付国庫債券（３０年）	300,000,000	298,800,000	
	1 3 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	195,350,000	
	1 4 回 利付国庫債券（３０年）	500,000,000	526,520,000	
	1 6 回 利付国庫債券（３０年）	200,000,000	214,412,000	
	1 8 回 利付国庫債券（３０年）	820,000,000	845,944,800	
	2 0 回 利付国庫債券（３０年）	300,000,000	321,084,000	
	2 2 回 利付国庫債券（３０年）	470,000,000	503,003,400	
	2 4 回 利付国庫債券（３０年）	600,000,000	642,084,000	
	2 6 回 利付国庫債券（３０年）	1,200,000,000	1,259,700,000	
	2 7 回 利付国庫債券（３０年）	1,200,000,000	1,286,112,000	
	2 8 回 利付国庫債券（３０年）	1,300,000,000	1,394,315,000	
	2 9 回 利付国庫債券（３０年）	1,700,000,000	1,787,414,000	
	3 7 回 利付国庫債券（２０年）	600,000,000	695,016,000	
	3 9 回 利付国庫債券（２０年）	400,000,000	448,056,000	
	4 0 回 利付国庫債券（２０年）	720,000,000	787,449,600	
	4 2 回 利付国庫債券（２０年）	800,000,000	896,320,000	
	4 3 回 利付国庫債券（２０年）	860,000,000	989,043,000	
	4 5 回 利付国庫債券（２０年）	900,000,000	991,422,000	
	4 6 回 利付国庫債券（２０年）	300,000,000	323,985,000	
	4 7 回 利付国庫債券（２０年）	950,000,000	1,024,470,500	
	5 0 回 利付国庫債券（２０年）	980,000,000	1,021,503,000	
	5 1 回 利付国庫債券（２０年）	400,000,000	420,876,000	
	5 2 回 利付国庫債券（２０年）	450,000,000	477,562,500	
	5 4 回 利付国庫債券（２０年）	500,000,000	535,545,000	
	5 5 回 利付国庫債券（２０年）	610,000,000	638,407,700	
	5 7 回 利付国庫債券（２０年）	630,000,000	650,241,900	

	5 8 回 利付国庫債券（2 0 年）	700,000,000	720,895,000	
	6 0 回 利付国庫債券（2 0 年）	690,000,000	665,905,200	
	6 1 回 利付国庫債券（2 0 年）	700,000,000	639,590,000	
	6 2 回 利付国庫債券（2 0 年）	800,000,000	706,968,000	
	6 4 回 利付国庫債券（2 0 年）	800,000,000	816,416,000	
	6 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	800,000,000	815,704,000	
	6 7 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,000,000,000	1,018,110,000	
	7 0 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,050,000,000	1,135,480,500	
	7 2 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,050,000,000	1,092,766,500	
	7 3 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,090,000,000	1,117,675,100	
	7 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,140,000,000	1,181,803,800	
	7 8 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,150,000,000	1,157,785,500	
	8 1 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,300,000,000	1,325,103,000	
	8 3 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,400,000,000	1,445,010,000	
	8 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,450,000,000	1,493,340,500	
	8 8 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,300,000,000	1,373,632,000	
	9 0 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,400,000,000	1,456,280,000	
	9 2 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,400,000,000	1,433,838,000	
	9 3 回 利付国庫債券（2 0 年）	800,000,000	805,784,000	
	9 4 回 利付国庫債券（2 0 年）	600,000,000	613,848,000	
	9 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,500,000,000	1,577,070,000	
	9 7 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,500,000,000	1,552,410,000	
	9 9 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,400,000,000	1,424,598,000	
	1 0 0 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,500,000,000	1,549,215,000	
	1 0 2 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,600,000,000	1,701,888,000	
	1 0 5 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,900,000,000	1,929,013,000	
	1 0 7 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,900,000,000	1,926,581,000	
	1 0 9 回 利付国庫債券（2 0 年）	1,900,000,000	1,863,957,000	
	1 1 1 回 利付国庫債券（2 0 年）	700,000,000	721,490,000	
国債証券計			241,166,282,300	
地方債証券	5 8 2 回 東京都公募公債	100,000,000	102,824,000	
	5 8 3 回 東京都公募公債	200,000,000	205,778,000	
	5 8 5 回 東京都公募公債	228,000,000	234,194,760	
	5 8 8 回 東京都公募公債	200,000,000	205,034,000	
	5 8 9 回 東京都公募公債	100,000,000	102,538,000	
	6 0 0 回 東京都公募公債	400,000,000	404,004,000	
	6 0 2 回 東京都公募公債	148,000,000	152,500,680	
	6 1 1 回 東京都公募公債	200,000,000	210,328,000	
	6 1 2 回 東京都公募公債	161,500,000	168,877,320	
	6 1 4 回 東京都公募公債	200,000,000	206,978,000	
	6 1 6 回 東京都公募公債	100,000,000	103,097,000	
	6 1 7 回 東京都公募公債	200,000,000	206,090,000	
	6 1 9 回 東京都公募公債	200,000,000	207,430,000	
	6 2 0 回 東京都公募公債	200,000,000	205,478,000	
	6 2 2 回 東京都公募公債	106,800,000	109,178,436	
	6 2 3 回 東京都公募公債	200,000,000	204,792,000	
	6 2 7 回 東京都公募公債	100,000,000	103,571,000	
	6 2 8 回 東京都公募公債	100,000,000	103,976,000	
	6 2 9 回 東京都公募公債	494,000,000	509,447,380	
	6 3 2 回 東京都公募公債	115,300,000	122,942,084	
	6 3 3 回 東京都公募公債	100,000,000	106,440,000	
	6 3 4 回 東京都公募公債	200,000,000	211,500,000	
	6 3 8 回 東京都公募公債	200,000,000	212,072,000	

	6 4 0 回 東京都公募公債	150,000,000	157,821,000	
	6 4 1 回 東京都公募公債	100,000,000	105,422,000	
	6 5 9 回 東京都公募公債	203,500,000	209,299,750	
	6 6 7 回 東京都公募公債	300,000,000	305,013,000	
	1 2 年度 3 回 北海道公募公債	100,000,000	101,849,000	
	1 3 年度 1 回 北海道公募公債	100,000,000	101,884,000	
	1 3 年度 2 回 北海道公募公債	100,000,000	101,993,000	
	1 5 年度 2 回 北海道公募公債	100,000,000	101,255,000	
	1 6 年度 1 1 回 北海道公募公債	100,000,000	101,596,000	
	1 8 年度 4 回 北海道公募公債	190,500,000	201,270,870	
	1 8 年度 6 回 北海道公募公債	100,000,000	106,326,000	
	2 7 回 1 号 宮城県公募公債	125,820,000	128,915,172	
	1 2 7 回 神奈川県公募公債	100,000,000	104,951,000	
	1 2 8 回 神奈川県公募公債	100,000,000	103,479,000	
	1 3 0 回 神奈川県公募公債	156,200,000	160,790,718	
	1 3 5 回 神奈川県公募公債	200,000,000	207,844,000	
	1 3 6 回 神奈川県公募公債	100,000,000	103,318,000	
	2 3 回 神奈川県公募公債 5 年	100,000,000	101,942,000	
	2 4 6 回 大阪府公募公債	100,000,000	101,981,000	
	2 5 2 回 大阪府公募公債	100,000,000	100,433,000	
	2 7 8 回 大阪府公募公債	200,000,000	203,104,000	
	2 8 5 回 大阪府公募公債	100,000,000	102,535,000	
	2 8 6 回 大阪府公募公債	200,000,000	205,014,000	
	2 8 9 回 大阪府公募公債	200,000,000	208,844,000	
	2 9 3 回 大阪府公募公債	200,000,000	212,998,000	
	3 0 1 回 大阪府公募公債	100,000,000	104,397,000	
	1 7 回 大阪府公募公債 5 年	100,000,000	100,248,000	
	2 6 回 大阪府公募公債 5 年	120,000,000	122,314,800	
	1 6 年度 2 回 京都府公募公債	100,000,000	103,494,000	
	1 8 年度 1 回 京都府公募公債	100,000,000	104,416,000	
	1 4 年度 5 回 兵庫県公募公債	100,000,000	100,478,000	
	1 7 年度 9 回 兵庫県公募公債	306,000,000	316,073,520	
	1 7 年度 1 0 回 兵庫県公募公債 5 年	100,000,000	100,615,000	
	1 7 年度 1 3 回 兵庫県公募公債	105,000,000	109,097,100	
	1 8 年度 1 回 兵庫県公募公債	120,000,000	125,464,800	
	1 8 年度 2 回 兵庫県公募公債 5 年	200,000,000	203,590,000	
	1 4 年度 3 回 静岡県公募公債	147,610,000	151,276,632	
	1 5 年度 1 回 静岡県公募公債	100,000,000	99,422,000	
	1 5 年度 3 回 静岡県公募公債	116,130,000	119,568,609	
	1 8 年度 5 回 静岡県公募公債	129,800,000	136,968,854	
	1 5 年度 1 回 愛知県公募公債	100,000,000	102,961,000	
	1 7 年度 5 回 愛知県公募公債 5 年	155,000,000	156,261,700	
	1 8 年度 2 回 愛知県公募公債	160,300,000	170,785,223	
	2 0 年度 4 回 愛知県公募公債	100,000,000	102,213,000	
	1 3 年度 1 回 広島県公募公債	100,000,000	102,462,000	
	1 6 年度 2 回 広島県公募公債	200,000,000	206,784,000	
	1 4 年度 2 回 埼玉県公募公債	100,000,000	102,421,000	
	1 5 年度 3 回 埼玉県公募公債	100,000,000	103,782,000	
	1 7 年度 2 回 埼玉県公募公債	200,000,000	204,460,000	
	1 8 年度 1 回 埼玉県公募公債	200,000,000	210,304,000	
	1 6 年度 3 回 福岡県公募公債	131,040,000	134,129,923	
	1 7 年度 1 回 福岡県公募公債	100,000,000	102,751,000	
	1 8 年度 1 回 福岡県公募公債	104,000,000	111,569,120	
	1 5 年度 4 回 千葉県公募公債	100,000,000	102,969,000	

	1 6 年度 3 回 千葉県公募公債	100,000,000	105,485,000	
	1 7 年度 2 回 千葉県公募公債	200,000,000	204,460,000	
	1 9 年度 5 回 千葉県公募公債	100,000,000	104,937,000	
	1 3 年度 1 回 新潟県公募公債	110,000,000	112,226,400	
	1 3 年度 1 回 長野県公募公債	121,500,000	124,007,760	
	2 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,887,000	
	3 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,423,000	
	9 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,389,000	
	1 2 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	133,850,600	
	1 8 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,995,000	
	1 9 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	135,201,300	
	2 0 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,470,000	
	2 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	308,838,000	
	2 3 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,359,000	
	2 5 回 共同発行市場公募地方債	304,000,000	312,609,280	
	2 8 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,400,000	
	2 9 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	205,500,000	
	3 1 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,642,000	
	3 2 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,872,000	
	3 3 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	311,766,000	
	3 5 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,840,000	
	3 6 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,897,000	
	3 7 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	157,723,500	
	3 8 回 共同発行市場公募地方債	170,000,000	181,038,100	
	3 9 回 共同発行市場公募地方債	146,000,000	154,587,720	
	4 0 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	160,861,500	
	4 7 回 共同発行市場公募地方債	161,600,000	169,791,504	
	5 5 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	209,874,000	
	6 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	306,759,000	
	6 5 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,482,000	
	1 7 年度 3 回 大阪市公募公債	100,000,000	101,362,000	
	1 7 年度 8 回 大阪市公募公債	200,000,000	206,126,000	
	1 7 年度 1 1 回 大阪市公募公債	100,000,000	102,989,000	
	1 8 年度 2 回 大阪市公募公債	100,000,000	105,635,000	
	1 8 年度 3 回 大阪市公募公債	150,000,000	159,507,000	
	1 9 年度 5 回 大阪市公募公債	135,000,000	142,122,600	
	1 2 回さ号 名古屋市公募公債	100,000,000	99,868,000	
	1 2 回せ号 名古屋市公募公債	359,500,000	369,310,755	
	1 7 年度 1 回 京都市公募公債	100,000,000	102,512,000	
	1 8 年度 3 回 京都市公募公債	101,700,000	107,274,177	
	1 7 年度 1 3 回 神戸市公募公債	103,000,000	106,373,250	
	1 3 年度 3 回 横浜市公募公債	100,000,000	102,138,000	
	1 4 年度 1 回 横浜市公募公債	100,000,000	102,698,000	
	1 4 年度 3 回 横浜市公募公債	153,500,000	155,804,035	
	1 4 年度 5 回 横浜市公募公債	281,100,000	283,247,604	
	1 6 年度 1 回 横浜市公募公債	200,000,000	207,764,000	
	1 7 年度 1 回 横浜市公募公債	300,000,000	306,987,000	
	1 4 年度 5 回 札幌市公募公債	106,000,000	106,791,820	
	1 4 年度 7 回 札幌市公募公債	100,000,000	100,277,000	
	1 6 年度 7 回 札幌市公募公債	100,000,000	103,392,000	
	1 9 回 川崎市公募公債 5 年	100,000,000	102,958,000	
	1 4 年度 2 回 北九州市公募公債	100,000,000	101,398,000	
	1 4 年度 1 回 福岡市公募公債	200,000,000	204,836,000	
	1 8 年度 4 回 福岡市公募公債	100,000,000	105,043,000	

	1 6 年度 1 回 広島市公募公債	100,000,000	102,677,000	
	1 2 年度 1 回 仙台市公募公債	100,000,000	101,905,000	
	1 6 年度 2 回 千葉市公募公債	100,000,000	102,883,000	
地方債証券計			20,889,278,356	
特殊債券	4 回 政保日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,149,000	
	8 回 政保日本政策投資銀行債券	102,000,000	107,362,140	
	1 3 回 政保日本政策投資銀行債券	121,000,000	129,500,250	
	1 6 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,174,000	
	7 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,431,000	
	9 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,413,000	
	1 3 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	103,508,000	
	4 6 回 日本政策投資銀行債券	200,000,000	204,966,000	
	1 2 回 日本道路・機構承継債	100,000,000	102,373,000	
	3 4 回 日本道路・機構承継債	200,000,000	207,450,000	
	3 1 2 回 政保道路債	200,000,000	203,776,000	
	3 1 3 回 政保道路債	220,000,000	225,843,200	
	3 1 4 回 政保道路債	200,000,000	203,414,000	
	3 1 9 回 政保道路債	132,000,000	133,533,840	
	3 2 2 回 政保道路債	106,000,000	109,883,840	
	3 2 4 回 政保道路債	200,000,000	206,480,000	
	3 2 9 回 政保道路債	100,000,000	104,234,000	
	3 3 3 回 政保道路債	300,000,000	312,981,000	
	3 3 5 回 政保道路債	237,000,000	244,742,790	
	3 3 8 回 政保道路債	264,000,000	274,005,600	
	3 3 9 回 政保道路債	301,000,000	310,565,780	
	3 4 2 回 政保道路債	100,000,000	101,126,000	
	1 5 回 高速道路機構債	400,000,000	425,456,000	
	2 5 回 高速道路機構債	300,000,000	312,471,000	
	3 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	311,037,000	
	5 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	209,000,000	218,009,990	
	8 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	108,000,000	112,632,120	
	9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	103,466,000	
	1 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	207,048,000	
	1 6 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	301,000,000	322,220,500	
	1 7 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	122,000,000	130,636,380	
	1 9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	105,702,000	
	2 9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	207,380,000	
	3 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	314,454,000	
	3 3 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	297,000,000	311,071,860	
	3 6 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	344,000,000	365,018,400	
	4 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	331,000,000	350,899,720	
	4 7 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	205,158,000	
	6 6 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	162,000,000	165,003,480	
	7 1 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	600,000,000	604,284,000	
	1 6 回 日本道路・機構承継債	230,000,000	232,647,300	
	5 回 公営企業債券	100,000,000	100,522,000	
	7 9 4 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,200,000	
	7 9 6 回 政保公営企業債券	210,000,000	214,683,000	
	7 9 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,444,000	
	8 0 0 回 政保公営企業債券	100,000,000	101,888,000	
	8 0 5 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,544,000	
	8 0 7 回 政保公営企業債券	100,000,000	102,409,000	

[次へ](#)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
	8 1 2 回 政保公営企業債券	230,000,000	236,791,900	
	8 1 5 回 政保公営企業債券	204,000,000	209,769,120	
	8 1 6 回 政保公営企業債券	365,000,000	375,446,300	
	8 1 8 回 政保公営企業債券	107,000,000	109,808,750	
	8 2 0 回 政保公営企業債券	200,000,000	205,364,000	
	8 2 1 回 政保公営企業債券	405,000,000	413,237,700	
	8 2 3 回 政保公営企業債券	200,000,000	202,020,000	
	8 2 4 回 政保公営企業債券	300,000,000	302,934,000	
	8 2 8 回 政保公営企業債券	210,000,000	209,271,300	
	8 3 2 回 政保公営企業債券	298,000,000	307,568,780	
	8 3 7 回 政保公営企業債券	432,000,000	446,001,120	
	8 3 8 回 政保公営企業債券	100,000,000	103,718,000	
	8 4 3 回 政保公営企業債券	100,000,000	103,789,000	
	8 4 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	206,532,000	
	8 4 8 回 政保公営企業債券	200,000,000	205,376,000	
	8 4 9 回 政保公営企業債券	261,000,000	270,933,660	
	8 5 2 回 政保公営企業債券	300,000,000	307,659,000	
	8 5 4 回 政保公営企業債券	100,000,000	103,099,000	
	8 5 6 回 政保公営企業債券	200,000,000	207,370,000	
	8 5 9 回 政保公営企業債券	207,000,000	214,603,110	
	8 6 2 回 政保公営企業債券	239,000,000	252,403,120	
	8 6 3 回 政保公営企業債券	200,000,000	213,958,000	
	8 6 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	211,444,000	
	8 6 8 回 政保公営企業債券	101,000,000	106,731,750	
	8 6 9 回 政保公営企業債券	102,000,000	107,777,280	
	8 7 5 回 政保公営企業債券	300,000,000	314,076,000	
	8 回 政保地方公営企業金融機構債券	300,000,000	303,963,000	
	4 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	101,635,000	
	6 回 公営企業金融公庫債券	200,000,000	200,106,000	
	1 2 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	103,437,000	
	1 4 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	102,952,000	
	1 5 回 公営企業金融公庫債券	300,000,000	306,489,000	
	1 7 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	103,509,000	
	1 9 1 回 政保首都高速道路債券	113,000,000	118,880,520	
	1 4 2 回 政保阪神高速道路債	100,000,000	103,229,000	
	1 4 8 回 政保阪神高速道路債	107,000,000	109,584,050	
	5 回 阪神高速道路・機構承継債	100,000,000	104,388,000	
	1 6 2 回 政保中小企業債券	126,000,000	128,818,620	
	1 7 1 回 政保中小企業債券	161,000,000	163,714,460	
	1 7 3 回 政保中小企業債券	100,000,000	100,942,000	
	1 7 6 回 政保中小企業債券	100,000,000	104,015,000	
	1 8 0 回 政保中小企業債券	142,000,000	149,398,200	
	1 8 5 回 政保中小企業債券	200,000,000	202,004,000	
	1 8 6 回 政保中小企業債券	104,000,000	106,557,360	
	1 0 回 中小企業債券	100,000,000	101,108,000	
	1 5 回 国際協力銀行債券	200,000,000	208,528,000	
	1 2 回 国際協力銀行債券	200,000,000	207,200,000	
	2 回 都市再生債券	100,000,000	106,057,000	
	1 9 回 都市再生機構債券	200,000,000	210,644,000	
	2 回 本州四国連絡・機構承継債券	100,000,000	104,482,000	
	3 6 回 政保関西国際空港債	100,000,000	101,890,000	

6回 政保中部国際空港債券	100,000,000	103,198,000
108回 政保預金保険機構債券	100,000,000	102,372,000
8回 政保住宅金融公庫債券	100,000,000	102,222,000
6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	213,279,000	218,457,414
8回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	145,784,000	148,204,014
9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	220,272,000	224,347,032
2回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	239,877,000	245,490,121
4回貸付債権担保住宅金融公庫債券	142,482,000	142,135,768
43回貸付債権担保住宅金融公庫債券	82,031,000	83,717,557
44回貸付債権担保住宅金融公庫債券	329,388,000	336,489,605
51回貸付債権担保住宅金融公庫債券	259,488,000	263,024,821
8回 政保国民生活債券	300,000,000	302,868,000
14回 政保国民生活債券	132,000,000	136,971,120
27回 国民生活金融公庫債券	200,000,000	205,614,000
8回 日本学生支援機構債	200,000,000	204,616,000
666号 利附商工債	100,000,000	100,677,000
673号 利附商工債	100,000,000	102,021,000
674号 利附商工債	200,000,000	204,968,000
676号 利附商工債	100,000,000	101,885,000
678号 利附商工債	200,000,000	203,972,000
680号 利附商工債	110,000,000	112,465,100
683号 利附商工債	100,000,000	101,946,000
685号 利附商工債	100,000,000	102,567,000
691号 利附商工債	200,000,000	204,484,000
692号 利附商工債	200,000,000	203,100,000
706号 利付商工債	300,000,000	305,646,000
664号 利附農林債	100,000,000	100,162,000
667号 利附農林債	100,000,000	100,604,000
671号 利附農林債	300,000,000	305,286,000
672号 利附農林債	300,000,000	305,775,000
673号 利附農林債	100,000,000	101,808,000
675号 利附農林債	100,000,000	102,128,000
677号 利附農林債	200,000,000	203,614,000
681号 利附農林債	300,000,000	306,009,000
684号 利附農林債	250,000,000	254,852,500
688号 利附農林債	100,000,000	102,023,000
694号 利附農林債	200,000,000	202,626,000
701号 利附農林債	200,000,000	204,708,000
577回 あおぞら債券（5年）	100,000,000	98,676,000
189回 利附しんきん中金債	200,000,000	200,472,000
191回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,514,000
194回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,579,000
195回 利附しんきん中金債	200,000,000	201,670,000
196回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,034,000
200回 利附しんきん中金債	100,000,000	102,383,000
203回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,943,000
204回 利附信金中金債	100,000,000	101,869,000
208回 利附信金中金債	150,000,000	152,692,500
210回 利附信金中金債	100,000,000	101,970,000
215回 利附信金中金債	200,000,000	205,076,000
222回 利附信金中金債	200,000,000	204,546,000
226回 利附信金中金債	200,000,000	204,062,000
229回 利附信金中金債	200,000,000	204,422,000
676号 みずほコーポレート銀行債券	120,000,000	120,796,800

	677号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	100,619,000	
	679号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	100,899,000	
	97号 利附商工債（3年）	100,000,000	100,754,000	
	108号 利附商工債（3年）	200,000,000	202,478,000	
	1回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	105,292,500	
	2回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	104,659,230	
	4回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	177,179,100	
	8回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	181,879,600	
	21回 政保中日本高速道路債券	300,000,000	311,505,000	
	1回 政保西日本高速道路債券	201,000,000	209,542,500	
	5回 政保西日本高速道路債券	259,000,000	273,330,470	
	6回 政保西日本高速道路債券	117,000,000	123,415,110	
特殊債券計			30,580,725,152	
社債券	345回 東京地下鉄社債	100,000,000	99,675,000	
	12回 GEキャピタル円貨債	100,000,000	86,527,000	
	4回 ゴールドマン・サックス円貨債	100,000,000	93,740,000	
	14回 シティグループ円貨社債	100,000,000	95,079,000	
	15回 シティグループ円貨社債	100,000,000	87,545,000	
	22回 シティグループ円貨社債	100,000,000	85,084,000	
	7回 バンク・オブ・アメリカ円貨債	100,000,000	92,696,000	
	20回 王子製紙社債	100,000,000	102,084,000	
	25回 三菱化学社債	100,000,000	102,433,000	
	34回 三井化学社債	100,000,000	101,535,000	
	19回 新日本石油社債	100,000,000	102,514,000	
	52回 新日本製鐵社債	100,000,000	103,215,000	
	4回 神戸製鋼所社債	100,000,000	105,579,000	
	11回 豊田自動織機社債	100,000,000	101,121,000	
	12回 日立製作所社債	100,000,000	98,333,000	
	23回 富士通社債	100,000,000	100,246,000	
	19回 ソニー社債	100,000,000	102,045,000	
	4回 デンソー社債	100,000,000	101,199,000	
	6回 トヨタ自動車社債	200,000,000	204,024,000	
	7回 トヨタ自動車社債	100,000,000	101,945,000	
	45回 三井物産社債	100,000,000	99,778,000	
	29回 住友商事社債	100,000,000	102,021,000	
	16回 三菱商事社債	100,000,000	108,937,000	
	14回 クレディセゾン社債	100,000,000	90,029,000	
	12回 三菱UFJフィナンシャルG社債	100,000,000	101,126,000	
	1回 みずほコーポレート銀行劣後社債	200,000,000	206,274,000	
	3回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	203,964,000	
	6回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	205,386,000	
	9回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	204,360,000	
	11回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	202,160,000	
	2回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	204,626,000	
	29回 東京三菱銀行社債	200,000,000	204,142,000	
	82回 三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	101,699,000	
	84回 三菱東京UFJ銀行社債	200,000,000	203,718,000	
	92回 三菱東京UFJ銀行社債	200,000,000	205,006,000	
	100回 三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	102,135,000	
	3回2号 三菱東京UFJ銀行社債（劣後）	200,000,000	200,642,000	
	3回 東京三菱銀行劣後社債	200,000,000	207,880,000	
	6回 東京三菱銀行劣後社債	100,000,000	101,489,000	
	5回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	104,549,000	

	4回 住友信託銀行劣後社債	100,000,000	98,881,000	
	3 4回 三井住友銀行社債	100,000,000	100,454,000	
	4 5回 三井住友銀行社債	200,000,000	202,842,000	
	7回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	102,959,000	
	9回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	101,060,000	
	1回 みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	100,980,000	
	1 4回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	100,574,000	
	1 8回 トヨタファイナンス社債	200,000,000	203,250,000	
	1 9回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	104,163,000	
	2 3回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	103,724,000	
	3 9回 アコム社債	100,000,000	93,162,000	
	1 0 6回 オリックス社債	100,000,000	96,685,000	
	1 1 5回 オリックス社債	100,000,000	92,590,000	
	1 1 8回 オリックス社債	100,000,000	80,464,000	
	6回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	99,166,000	
	3回 野村ホールディングス社債	100,000,000	99,788,000	
	2 4回 三井不動産社債	100,000,000	100,969,000	
	5 3回 三菱地所社債	100,000,000	102,407,000	
	1 8回 京王電鉄社債	100,000,000	106,572,000	
	7回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	115,920,000	
	1 4回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	101,861,000	
	1 9回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	106,637,000	
	2 5回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	301,563,000	
	3 1回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	103,601,000	
	4 1回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	103,381,000	
	1 0回 西日本旅客鉄道社債	100,000,000	101,564,000	
	1回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	117,418,000	
	6回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	106,991,000	
	1 9回 東海旅客鉄道社債	200,000,000	204,478,000	
	2 3回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	106,790,000	
	4 3回 日本電信電話社債	200,000,000	204,156,000	
	4 4回 日本電信電話社債	100,000,000	102,556,000	
	4 7回 日本電信電話社債	400,000,000	403,168,000	
	5 0回 日本電信電話社債	100,000,000	103,437,000	
	2回 K D D I 社債	100,000,000	101,151,000	
	8回 N T T ドコモ社債	100,000,000	101,733,000	
	4 4 1回 東京電力社債	200,000,000	228,404,000	
	4 5 5回 東京電力社債	200,000,000	211,782,000	
	4 5 7回 東京電力社債	100,000,000	105,633,000	
	4 7 3回 東京電力社債	300,000,000	313,158,000	
	4 8 7回 東京電力社債	500,000,000	511,495,000	
	4 8 9回 東京電力社債	300,000,000	306,642,000	
	4 9 1回 東京電力社債	217,000,000	222,668,040	
	4 9 3回 東京電力社債	500,000,000	513,745,000	
	4 9 5回 東京電力社債	200,000,000	205,424,000	
	4 9 6回 東京電力社債	300,000,000	308,463,000	
	4 9 8回 東京電力社債	300,000,000	305,076,000	
	5 0 1回 東京電力社債	200,000,000	202,106,000	
	5 0 2回 東京電力社債	200,000,000	202,376,000	
	5 0 5回 東京電力社債	100,000,000	100,443,000	
	5 0 7回 東京電力社債	300,000,000	309,243,000	
	5 1 0回 東京電力社債	200,000,000	205,686,000	
	5 1 1回 東京電力社債	100,000,000	103,794,000	
	5 1 4回 東京電力社債	300,000,000	310,632,000	

	5 1 5 回 東京電力社債	200,000,000	205,684,000	
	5 1 6 回 東京電力社債	100,000,000	102,719,000	
	5 1 7 回 東京電力社債	100,000,000	102,299,000	
	5 1 8 回 東京電力社債	300,000,000	306,807,000	
	5 1 9 回 東京電力社債	372,000,000	385,440,360	
	5 2 2 回 東京電力社債	300,000,000	320,085,000	
	5 2 7 回 東京電力社債	500,000,000	516,295,000	
	5 3 5 回 東京電力社債	500,000,000	519,605,000	
	5 3 6 回 東京電力社債	200,000,000	205,960,000	
	5 4 1 回 東京電力社債	500,000,000	508,200,000	
	5 4 2 回 東京電力社債	500,000,000	511,295,000	
	4 0 7 回 中部電力社債	100,000,000	114,201,000	
	4 0 9 回 中部電力社債	300,000,000	356,871,000	
	4 5 7 回 中部電力社債	100,000,000	102,262,000	
	4 6 0 回 中部電力社債	200,000,000	203,658,000	
	4 6 2 回 中部電力社債	100,000,000	100,957,000	
	4 6 3 回 中部電力社債	200,000,000	201,218,000	
	4 6 7 回 中部電力社債	100,000,000	103,433,000	
	4 6 8 回 中部電力社債	100,000,000	102,808,000	
	4 7 1 回 中部電力社債	300,000,000	306,081,000	
	4 7 6 回 中部電力社債	100,000,000	106,531,000	
	4 7 8 回 中部電力社債	100,000,000	105,550,000	
	4 8 0 回 中部電力社債	200,000,000	209,460,000	
	4 8 4 回 中部電力社債	200,000,000	205,630,000	
	4 2 7 回 関西電力社債	100,000,000	103,156,000	
	4 2 9 回 関西電力社債	200,000,000	206,028,000	
	4 3 1 回 関西電力社債	100,000,000	102,741,000	
	4 3 2 回 関西電力社債	300,000,000	307,839,000	
	4 3 3 回 関西電力社債	100,000,000	102,179,000	
	4 4 1 回 関西電力社債	200,000,000	205,870,000	
	2 9 8 回 中国電力社債	200,000,000	235,920,000	
	3 3 4 回 中国電力社債	112,000,000	114,481,920	
	3 3 7 回 中国電力社債	219,000,000	224,634,870	
	3 4 1 回 中国電力社債	100,000,000	103,496,000	
	2 4 5 回 北陸電力社債	200,000,000	232,760,000	
	2 6 0 回 北陸電力社債	100,000,000	107,553,000	
	2 6 4 回 北陸電力社債	100,000,000	101,907,000	
	2 8 1 回 北陸電力社債	100,000,000	105,365,000	
	3 6 8 回 東北電力社債	300,000,000	356,082,000	
	3 7 5 回 東北電力社債	100,000,000	115,815,000	
	4 0 1 回 東北電力社債	100,000,000	101,990,000	
	4 0 5 回 東北電力社債	100,000,000	102,240,000	
	4 0 8 回 東北電力社債	100,000,000	102,713,000	
	4 2 0 回 東北電力社債	100,000,000	102,642,000	
	4 2 7 回 東北電力社債	200,000,000	205,262,000	
	4 3 2 回 東北電力社債	500,000,000	534,155,000	
	2 4 9 回 四国電力社債	200,000,000	205,204,000	
	2 5 7 回 四国電力社債	200,000,000	205,134,000	
	3 5 8 回 九州電力社債	100,000,000	102,088,000	
	3 6 9 回 九州電力社債	300,000,000	305,586,000	
	3 7 4 回 九州電力社債	300,000,000	309,609,000	
	3 8 2 回 九州電力社債	100,000,000	102,862,000	
	3 8 3 回 九州電力社債	100,000,000	102,935,000	
	3 8 7 回 九州電力社債	200,000,000	208,336,000	

	2 5 7 回 北海道電力社債	200,000,000	236,510,000	
	2 8 2 回 北海道電力社債	200,000,000	205,906,000	
	2 8 4 回 北海道電力社債	500,000,000	514,110,000	
	2 8 6 回 北海道電力社債	100,000,000	103,385,000	
	7 回 沖縄電力社債	100,000,000	102,893,000	
	2 回 電源開発社債	100,000,000	103,477,000	
	1 4 回 電源開発社債	100,000,000	103,174,000	
	1 7 回 電源開発社債	100,000,000	106,490,000	
	2 4 回 東京瓦斯社債	200,000,000	205,568,000	
社債券計			27,471,551,190	
合計			320,107,836,998	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（J P Y）の組入資産の明細

下記の内容はピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（J P Y）の運用を行う

ピムコ社（PIMCO—Pacific Investment Management Company LLC）のデータ（日本時間平成21年7月13日現在）に基づき作成しています。

銘柄	通貨 (*1)	種類 (*2)	利率	償還期限	額面金額(*3)	評価金額(U S D)	評価金額(J P Y)
COLOMBIA (REP OF) BD GLBL	COP	TSY	9.85	2027/ 6/28	7,056,000,000.00	3,392,134.88	312,839,639.75
HUNGARY GOVT BOND 16/C	HUF	TSY	5.50	2016/ 2/12	207,800,000.00	847,661.43	78,175,575.50
HUNGARY (REPUBLIC OF) BD 11/C	HUF	TSY	6.75	2011/ 4/22	420,000,000.00	2,024,124.37	186,674,870.06
HUNGARY GOVERNMENT BD 14/C	HUF	TSY	5.50	2014/ 2/12	1,257,830,000.00	5,424,673.52	500,290,515.71
HUNGARY GOVT BD 17/A	HUF	TSY	6.75	2017/ 11/24	813,960,000.00	3,455,830.92	318,714,006.42
HUNGARY GOVT BD 17/B	HUF	TSY	6.75	2017/ 2/24	37,000,000.00	158,558.09	14,623,019.69
HUNGARY GOVERNMENT BOND 13/D	HUF	TSY	6.75	2013/ 2/12	224,590,000.00	1,039,602.12	95,877,305.14
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	10.00	2028/ 2/15	2,640,000,000.00	233,308.84	21,516,908.23
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	10.25	2027/ 7/15	4,510,000,000.00	408,344.32	37,659,554.50
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	10.00	2017/ 7/15	41,351,000,000.00	4,099,556.69	378,081,615.77
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	12.90	2022/ 6/15	12,520,000,000.00	1,410,546.34	130,087,636.45
INDONESIA (REP OF) BD FR27	IDR	TSY	9.50	2015/ 6/15	880,000,000.00	87,293.74	8,050,665.55
INDONESIA (REP OF) BD FR34	IDR	TSY	12.80	2021/ 6/15	23,474,000,000.00	2,647,228.42	244,140,641.06
INDONESIA (REP OF) BD FR36	IDR	TSY	11.50	2019/ 9/15	17,724,000,000.00	1,874,679.32	172,892,300.23
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	10.50	2038/ 7/15	4,000,000,000.00	359,651.76	33,168,883.79
INDONESIA GOVERNMENT	IDR	TSY	9.50	2023/ 7/15	11,870,000,000.00	1,045,138.14	96,387,864.92
MALAYSIAN GOVT BD SER 1/06	MYR	TSY	4.26	2016/ 9/15	3,500,000.00	993,557.79	91,630,867.34
MALAYSIAN GOVERNMENT	MYR	TSY	4.24	2018/ 2/7	10,000,000.00	2,812,120.20	259,347,785.05
MEXICAN FIXED RATE BD M	MXN	TSY	8.00	2010/ 12/23	393,000.00	3,009,565.47	277,557,175.60
MEXICAN FIXED RATE BD M 10	MXN	TSY	7.25	2016/ 12/15	24,500.00	175,523.99	16,187,700.01

MEXICAN FIXED RATE BD M 10	MXN	TSY	7.75	2017/ 12/14	3,012,410.00	21,878,636.86	2,017,757,284.26
PERU (REP OF) GLBL NT REGS	PEN	TSY	6.90	2037/ 8/12	8,092,000.00	2,815,166.32	259,628,713.86
POLAND GOVERNMENT BOND SER 0413	PLN	TSY	5.25	2013/ 4/25	8,974,000.00	2,840,427.25	261,958,403.08
POLAND GOVT BOND	PLN	TSY	5.75	2010/ 3/24	4,490,000.00	1,446,323.05	133,387,143.17
POLAND GOVT BOND SER 0412	PLN	TSY	4.75	2012/ 4/25	2,450,000.00	769,938.36	71,007,565.47
POLAND GOVT BOND SER 1015	PLN	TSY	6.25	2015/ 10/24	11,498,000.00	3,749,816.41	345,826,818.17
POLAND GOVT BOND SER 1017	PLN	TSY	5.25	2017/ 10/25	18,540,000.00	5,623,284.42	518,607,405.33
POLAND GOVERNMENT BOND 0922	PLN	TSY	5.75	2022/ 9/23	4,124,000.00	1,260,303.72	116,231,510.13
SOUTH AFRICA (REP OF) BD R206	ZAR	TSY	7.50	2014/ 1/15	119,135,000.00	13,839,318.91	1,276,331,186.10
SOUTH AFRICA R203 BD	ZAR	TSY	8.25	2017/ 9/15	10,200,000.00	1,178,779.90	108,712,975.96
SOUTH AFRICA (REP OF) BD	ZAR	TSY	8.00	2018/ 12/21	7,090,000.00	799,858.12	73,766,915.44
THAILAND GOVERNMENT BOND	THB	TSY	5.13	2018/ 3/13	219,300,000.00	7,183,952.88	662,540,054.07
THAILAND GOVERNMENT BOND	THB	TSY	5.40	2016/ 7/27	3,300,000.00	109,555.26	10,103,733.67
THAILAND GOVERNMENT BOND	THB	TSY	4.25	2013/ 3/13	37,667,000.00	1,172,960.32	108,176,265.64
THAILAND GOVERNMENT BOND 04-5	THB	TSY	5.50	2019/ 8/13	425,000.00	14,150.16	1,304,998.22
THAILAND GOVERNMENT BOND	THB	TSY	5.63	2019/ 1/12	6,925,000.00	234,545.49	21,630,957.39
THAILAND GOVERNMENT BOND	THB	TSY	6.15	2026/ 7/7	11,800,000.00	409,924.39	37,805,276.60
TURKEY GOVERNMENT BOND	TRY	TSY	14.00	2012/ 9/26	1,880,000.00	1,252,082.06	115,473,267.85
TURKEY GOVT BD	TRY	TSY	14.00	2011/ 1/19	300,000.00	200,766.48	18,515,688.71
TURKEY GOVERNMENT BD	TRY	TSY	16.00	2012/ 3/7	3,993,000.00	2,776,363.72	256,050,144.46
FED HOME LN MTGE GLBL NT 1 (3MM) FRN	USD	AGCY	0.89	2011/ 2/1	2,800,000.00	2,795,872.80	257,849,368.98

FED HOME LN MTGE NT (3MMM) FRN	USD	AGCY	0.94	2011/ 8/5	7,500,000.00	7,503,607.50	692,020,201.70
IRO USD 7Y P 4.4000 08/03/09 RYL	USD	SWOP	-	2009/ 8/3	△ 1,200,000.00	△ 86.40	△ 7,968.24
GENERAL ELEC CAP CORP FDIC GTD GMTN FRN	USD	AGCY	0.84	2012/ 6/1	5,000,000.00	5,036,775.00	464,516,574.38
GECC FDIC GTD FRN	USD	AGCY	0.84	2012/ 3/12	400,000.00	403,726.80	37,233,704.13
GECC FDIC GTD FRN	USD	AGCY	0.61	2012/ 12/21	4,100,000.00	4,106,338.60	378,707,077.39
GECC FDIC GTD MTN FRN	USD	AGCY	0.92	2012/ 5/8	4,000,000.00	4,010,000.00	369,822,250.01
SAN PAOLO IMI NY BRANCH FRN YCD	USD	CD	1.27	2010/ 6/9	900,000.00	900,027.00	83,004,990.08
JP MORGAN CHASE & CO FDIC GTD FRN	USD	AGCY	0.85	2012/ 12/26	2,200,000.00	2,231,288.40	205,780,572.69
MORGAN STANLEY FDIC GTD FRN	USD	AGCY	1.24	2012/ 2/10	15,800,000.00	15,983,406.40	1,474,069,655.26
PERU BONO SOBERANO BD	PEN	TSY	9.91	2015/ 5/5	1,000,000.00	415,056.96	38,278,628.03
SOUTH AFRICA (REP OF) 153	ZAR	TSY	13.00	2010/ 8/31	20,000,000.00	2,582,099.18	238,134,096.75
U S TREASURY BILLS	USD	TSY	0.11	2009/ 7/23	23,000.00	22,999.24	2,121,105.00
U S TREASURY BILLS	USD	TSY	0.29	2009/ 11/27	200,000.00	199,851.60	18,431,313.81
BRAZILIAN REAL-NDF	USD	CURR	-	2010/ 7/2	12,716,000.00	5,946,524.30	548,418,203.95
BRAZILIAN REAL-NDF	USD	CURR	-	2009/ 8/4	33,786,479.80	16,747,469.92	1,544,535,413.52
BRAZILIAN REAL-NDF	USD	CURR	-	2009/ 8/4	△ 8,395,287.04	△ 4,161,422.50	△ 383,787,189.93
CHILEAN PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/ 11/19	2,284,531,884.00	4,143,153.15	382,102,299.35
CHILEAN PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/ 11/19	△ 1,075,587,992.00	△ 1,950,651.60	△ 179,898,843.96
CHINESE - YUAN RENMINBI NDF	USD	CURR	-	2010/ 3/29	53,589,191.08	7,871,643.86	725,962,355.29
CHINESE - YUAN RENMINBI NDF	USD	CURR	-	2009/ 7/15	18,020,862.40	2,637,135.06	243,209,780.47
CHINESE - YUAN RENMINBI NDF	USD	CURR	-	2009/ 7/15	△ 18,020,862.40	△ 2,637,135.06	△ 243,209,780.48
CHINESE - YUAN RENMINBI NDF	USD	CURR	-	2009/ 9/8	36,459,367.85	5,333,045.83	491,840,152.10
CHINESE - YUAN RENMINBI NDF	USD	CURR	-	2009/ 9/8	△ 57,476,011.00	△ 8,407,227.53	△ 775,356,558.84
COLOMBIAN PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/ 11/24	16,133,519,600.00	7,464,815.72	688,442,630.00

COLOMBIAN PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/11/24	△ 3,687,282,500.00	△ 1,706,068.18	△ 157,342,137.67
FIN FUT EURO\$ CME 09/19/11	USD	FUT	-	2011/9/20	162,000,000.00	157,350,600.00	14,511,659,085.24
CME APUT EURO\$PUT 9/09 @ 98.5	USD	OPTN	-	2009/9/14	△ 8,000,000.00	△ 200.00	△ 18,445.00
EUROPEAN MONETARY UNION EURO	USD	CURR	-	2009/7/27	203,000.00	283,021.50	26,101,657.70
EUROPEAN MONETARY UNION EURO	USD	CURR	-	2009/7/27	△ 388,000.00	△ 540,947.49	△ 49,888,882.69
HONG KONG DOLLARS	USD	CURR	-	2009/9/15	35,492.00	4,582.04	422,578.31
HUNGARIAN FORINT	USD	CURR	-	2009/7/14	516,093,888.00	2,592,256.43	239,070,849.26
HUNGARIAN FORINT	USD	CURR	-	2009/10/20	328,941,338.00	1,617,630.79	149,185,999.23
HUNGARIAN FORINT	USD	CURR	-	2009/10/20	△ 1,181,035,664.00	△ 5,807,964.61	△ 535,639,536.03
INDONESIAN RUPIAH-NDF	USD	CURR	-	2009/8/10	7,754,775,000.00	759,683.68	70,061,827.06
INDONESIAN RUPIAH-NDF	USD	CURR	-	2009/11/18	26,248,850,000.00	2,514,371.39	231,887,901.71
INDONESIAN RUPIAH-NDF	USD	CURR	-	2009/11/18	△ 6,432,977,302.00	△ 616,213.44	△ 56,830,284.31
INDIAN RUPEE-INR NDF	USD	CURR	-	2009/10/6	75,850,194.00	1,538,361.48	141,875,387.07
INDIAN RUPEE-INR NDF	USD	CURR	-	2009/11/18	2,477,500.00	50,106.57	4,621,078.68
JAPANESE YEN	USD	CURR	-	2009/7/13	△ 29,400,000.00	△ 318,796.07	△ 29,400,967.55
JAPANESE YEN	USD	CURR	-	2009/7/14	△ 70,300,000.00	△ 762,299.65	△ 70,303,085.03
JAPANESE YEN	USD	CURR	-	2009/7/15	△ 56,000,000.00	△ 607,243.93	△ 56,003,071.44
SOUTH KOREA WON-NDF	USD	CURR	-	2009/7/30	△ 1,043,806,838.00	△ 814,148.98	△ 75,084,889.69
SOUTH KOREA WON-NDF	USD	CURR	-	2009/7/30	3,575,472,000.00	2,788,798.44	257,196,936.21
SOUTH KOREA WON-NDF	USD	CURR	-	2009/11/18	1,548,618,838.00	1,211,483.24	111,729,042.09
MEXICAN NUEVO PESO	USD	CURR	-	2009/11/18	2,474,290.00	177,370.79	16,358,020.70
MEXICAN NUEVO PESO	USD	CURR	-	2009/11/27	70,324,824.02	5,034,829.65	464,337,164.92
MEXICAN NUEVO PESO	USD	CURR	-	2009/11/27	△ 157,814,466.30	△ 11,298,555.89	△ 1,042,009,317.27
MALAYSIAN RINGGIT NDF	USD	CURR	-	2009/8/12	42,867,643.08	11,967,532.92	1,103,705,723.51
MALAYSIAN RINGGIT NDF	USD	CURR	-	2009/8/12	△ 6,343,507.50	△ 1,770,942.59	△ 163,325,180.30
MALAYSIAN RINGGIT NDF	USD	CURR	-	2009/11/12	6,152,562.50	1,713,235.90	158,003,181.27
PERUVIAN SOL-NDF	USD	CURR	-	2010/1/22	△ 2,826,963.00	△ 926,442.39	△ 85,441,149.87

PHILIPPINE PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/8/6	6,120,000.04	126,457.91	11,662,580.63
PHILIPPINE PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/8/6	△ 6,120,000.04	△ 126,457.91	△ 11,662,580.63
PHILIPPINE PESO-NDF	USD	CURR	-	2009/11/16	834,500.04	17,098.28	1,576,888.81
POLISH ZLOTY	USD	CURR	-	2009/7/14	9,762,564.00	3,113,634.39	287,154,931.80
POLISH ZLOTY	USD	CURR	-	2009/8/14	△ 9,762,564.00	△ 3,106,404.93	△ 286,488,194.43
POLISH ZLOTY	USD	CURR	-	2009/11/12	25,968,886.06	8,221,022.36	758,183,787.42
POLISH ZLOTY	USD	CURR	-	2009/11/12	△ 17,015,488.50	△ 5,386,627.33	△ 496,781,705.82
SINGAPORE DOLLARS	USD	CURR	-	2009/7/30	2,192,079.00	1,497,219.45	138,081,063.99
SINGAPORE DOLLARS	USD	CURR	-	2009/7/30	△ 552,088.45	△ 377,083.84	△ 34,776,557.13
SINGAPORE DOLLARS	USD	CURR	-	2009/11/18	500,840.51	342,001.15	31,541,056.31
IRS MYR R KLIB3M 2.88 12/24/08 BRC	MYR	IRSW	2.88	2013/12/24	5,000,000.00	△ 28,483.81	△ 2,626,919.76
IRS MYR R KLIB3M 2.88 12/26/08 DUB	MYR	IRSW	2.88	2013/12/26	5,000,000.00	△ 28,626.73	△ 2,640,099.75
IRS MYR R KLIB3M 2.86 1/2/09 CBK	MYR	IRSW	2.86	2014/1/2	5,550,000.00	△ 33,650.10	△ 3,103,380.82
IRS MYR R KLIB3M 2.82 1/5/09 DUB	MYR	IRSW	2.82	2014/1/6	8,200,000.00	△ 53,611.05	△ 4,944,278.87
IRS MX R TIE/8.72 09/18/06 BRC	MXN	IRSW	8.72	2016/9/5	12,000,000.00	46,994.68	4,334,084.13
IRS THB R 6MTHBFX 2.78 1/23/09 HUS	THB	IRSW	2.78	2014/1/23	5,180,000.00	△ 3,063.49	△ 282,530.34
IRS THB R 6MTHBFX 2.58 1/27/09 BRC	THB	IRSW	2.58	2014/1/27	12,850,000.00	△ 10,900.91	△ 1,005,336.75
ZCS BRL R 14.34%/CDI 05/09/08 BRC	BRL	IRSW	14.34	2010/1/4	16,100,000.00	353,112.62	32,565,811.59
ZCS BRL R 14.225%/CDI 05/09/08 MYC	BRL	IRSW	14.23	2010/1/4	10,300,000.00	218,067.00	20,111,228.92
ZCS BRL R 14.765%/CDI 07/17/08 HUS	BRL	IRSW	14.77	2012/1/2	15,200,000.00	597,155.39	55,072,656.05
IRS EUR R 6ME/4.5 03/18/09 BRC	EUR	IRSW	4.50	2016/3/18	323,000.00	37,162.68	3,427,327.88
IRS HUF R 6MBBR/7.725 07/11/08 BRC	HUF	IRSW	7.73	2018/7/11	79,900,000.00	△ 8,182.35	△ 754,617.03
IRS EUR R 6ME/4.5 03/18/09 GLM	EUR	IRSW	4.50	2016/3/18	1,030,000.00	118,506.37	10,929,249.90
IRS EUR R 6ME/4.0 03/18/09 CBK	EUR	IRSW	4.00	2016/3/18	725,000.00	52,797.79	4,869,275.90

IRS EUR R 6ME/4.0 03/18/09 DUB	EUR	IRSW	4.00	2016/ 3/18	725,000.00	52,797.79	4,869,275.90
ZCS BRL R 14.765%/CDI 07/17/08 MLC	BRL	IRSW	14.77	2012/ 1/2	3,000,000.00	117,859.62	10,869,603.17
ZCS BRL R 14.765%/CDI 07/17/08 JPM	BRL	IRSW	14.77	2012/ 1/2	7,900,000.00	310,363.66	28,623,288.34
ZCS BRL R 14.77%/CDI 07/17/08 BRC	BRL	IRSW	14.77	2012/ 1/2	3,000,000.00	118,016.25	10,884,048.40
ZCS BRL R 13.72%/CDI 07/30/08 MLC	BRL	IRSW	13.72	2017/ 1/2	12,600,000.00	272,856.52	25,164,192.17
ZCS BRL R 14.18%/CDI 08/11/08 MYC	BRL	IRSW	14.18	2012/ 1/2	9,000,000.00	294,944.74	27,201,278.51
ZCS BRL R 12.45%/CDI 02/19/09 JPM	BRL	IRSW	12.45	2017/ 1/2	29,400,000.00	△ 8,245.36	△ 760,428.63
IRS MXN R TIIE/8.66 02/12/09 JPM	MXN	IRSW	8.66	2019/ 1/31	5,700,000.00	15,327.36	1,413,566.01
IRS MXN R TIIE/9.19 08/06/08 HUS	MXN	IRSW	9.19	2015/ 7/29	6,380,000.00	38,891.62	3,586,779.82
THAILAND BAHT	USD	CURR	-	2009/ 11/20	164,213,151.50	4,807,304.07	443,353,617.54
NEW TURKISH LIRA	USD	CURR	-	2009/ 7/15	13,348,549.43	8,587,081.46	791,943,587.47
NEW TURKISH LIRA	USD	CURR	-	2009/ 7/15	△ 13,348,549.43	△ 8,587,081.46	△ 791,943,587.47
NEW TURKISH LIRA	USD	CURR	-	2009/ 11/16	13,083,824.13	8,178,744.69	754,284,728.64
US MTGE REPO	USD	REPO	0.18	2009/ 7/13	9,100,000.00	9,100,000.00	839,247,500.01
SOUTH AFRICAN RAND	USD	CURR	-	2009/ 7/14	2,530,000.00	307,622.46	28,370,481.28
SOUTH AFRICAN RAND	USD	CURR	-	2009/ 7/17	△ 2,530,000.00	△ 307,429.95	△ 28,352,727.14
SOUTH AFRICAN RAND	USD	CURR	-	2009/ 11/18	55,763,368.43	6,613,238.39	609,905,910.95
SOUTH AFRICAN RAND	USD	CURR	-	2009/ 11/18	△ 87,833,150.94	△ 10,416,543.74	△ 960,665,746.06

*1 通貨記号の定義は以下の通りです。

AED アラブ首長国連邦ディルハム	HUF ハンガリー・フォリント	RON ルーマニア・レイ
ARS アルゼンチン・ペソ	IDR インドネシア・ルピア	RUB ロシア・ルーブル
AUD オーストラリア・ドル	ILS イスラエル・シェケル	SAR サウジ・リアル
BRL ブラジル・レアル	INR インド・ルピー	SEK スウェーデン・クローネ
CAD カナダ・ドル	JPY(又は /) 日本円	SGD シンガポール・ドル
CHF スイス・フラン	KRW 韓国ウォン	SKK スロバキア・コルナ
CLP チリ・ペソ	KWD クウェート・ディナール	THB タイ・バーツ
CNY 中国人民元	KZT カザフスタン・テンゲ	TRY トルコ・リラ
COP コロンビア・ペソ	MXN メキシコ・ペソ	TWD 台湾ドル
CZK チェコ・コルナ	MYR マレーシア・リンギット	UAH ウクライナ・フリヴニャ
DKK デンマーク・クローネ	NOK ノルウェー・クローネ	USD(又は\$) 米ドル

EGP	エジプト・ポンド	NZD	ニュージーランド・ドル	UYU	ウルグアイ・ペソ
EUR	ユーロ	PEN	ペルー・ヌエボ・ソル	ZAR	南アフリカ・ランド
GBP	英ポンド	PHP	フィリピン・ペソ		
HKD	香港ドル	PLN	ポーランド・ズロチ		

*2 AGCY:政府機関債、CD:譲渡性預金、CURR:為替予約、FUT:先物、IRSW:金利スワップ、OPTN:オプション、REP0:レポ取引、SWOP:スワップション、TSY:国債を各々表しております。

*3 額面金額は、IRSW及びSWOPの場合は想定元本、CURR、FUT及びOPTNの場合は契約金額を表しております。なお、当該金額がマイナス（△）の場合は、売建を表しております。

[前へ](#) [次へ](#)

（参考）

「ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）」は、「D I A Mエマージング債券ファンド」が投資対象とする円建外国投資信託受益証券です。

※ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）はケイマン籍円建外国投資信託受益証券で、2009年2月28日に会計期間が終了し、公認会計士による財務諸表監査を受けて完了しています。以下の「貸借対照表」、「重要な会計方針」及び「組み入れ投資有価証券明細」は、Pacific Investment Management Company LLC から入手した2009年2月28日現在の財務諸表の原文の一部を翻訳したものです。

※本財務諸表は、米国基準において作成されたため「国内」は米国、「外国」は米国以外を表します。

貸借対照表

(1ユニット当りの金額を除き、金額は千単位)		ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド
資産：		
投資有価証券、時価	\$	114,762
レポ取引、時価		0
現金		281
外国通貨、時価		1,059
契約先への預入金		2,563
売却された投資有価証券未収入金		0
先渡し条件で売却された投資有価証券未収入金		0
ファンド・ユニット未収入金		171
未収利息および未収配当金		2,008
未収変動証拠金		1
支払スワップ・プレミアム		300
外国為替取引評価益		6,932
スワップ取引評価益		1,618
		129,695
負債：		
購入した投資有価証券未払金	\$	0
先渡し条件で購入された投資有価証券未払金		0
空売りに対する未払金		0
契約先による預入金		1,200
売建オプションの残高		135
償還ユニットに対する未払金		0
未払投資顧問報酬		0
未払運用報酬		0
未払管理手数料		0
未払変動証拠金		0
受取スワップ・プレミアム		41
外国為替取引評価損		10,045
スワップ取引評価損		98
その他の負債		13
		11,532
純資産	\$	118,163
純資産の内訳：		
払込み資本金	\$	154,860

未処分配当等収益	(3,408)
未処分実現損益	(8,333)
評価損	(24,956)
	\$ 118,163

貸借対照表（続き）

(1ユニット当りの金額を除き、金額は千単位)		ピムコ ケイマン エマーシング ローカル ボンド ストラテジー ファンド	
純資産：			
クラスF	\$		0
クラスJ			0
機関投資家向け（米ドル）			0
J（豪ドル、ヘッジ型）			0
J（ユーロ）			0
J（日本円）			118,163
J（日本円、ヘッジ型）			0
発行済みユニット数：			
クラスF			0
クラスJ			0
機関投資家向け（米ドル）			0
J（豪ドル、ヘッジ型）			0
J（ユーロ）			0
J（日本円）			1,578
J（日本円、ヘッジ型）			0
1ユニット当りの純資産価額および償還価格			
（残存する1ユニット当りの純資産）			
クラスF			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
クラスJ			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
機関投資家向け（米ドル）			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
J（豪ドル、ヘッジ型）			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
J（ユーロ）			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
J（日本円）			
（米ドル建表示）	\$		74.88
（日本円建表示）	/		7,327
J（日本円、ヘッジ型）			
（米ドル建表示）			N/A
（日本円建表示）			N/A
投資取得費用	\$		137,959
レボ取引保有費用	\$		0

外貨保有費用	\$	1,096
空売りに伴う手取金	\$	0
売建オプションプレミアム	\$	121

明細表上のゼロは、1,000未満の実数が切り下げられていることを表す場合があります。

重要な会計方針

以下は、ピムコ・ケイマン・トラスト（*訳者注1）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務書類における報告金額や開示事項に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

*訳者注1 本報告書で議論されているピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）（以下「ファンド」という）は、ピムコ・ケイマン・トラスト（以下「当トラスト」という）シリーズ・ファンドの一つである。

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」という）が発行した以下の新しい会計基準及び意見書を採用している：

・FASB財務会計基準書第157号「公正価値の測定」（以下FAS第157号という）

FAS第157号は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、ファンドが資産を売却することにより受け取る、または負債を譲渡するために支払う価格として公正価値を定義している。同基準は、主要な資産及び負債のカテゴリーごとに公正価値の測定をレベル（レベル1、2及び3）に分け、公正価値ヒエラルキーによる開示を設定、要求している。公正価値測定の分類は、以下のようなインプットの性質により決定される：同一の資産または負債の活発な市場における時価を使用したインプット（レベル1）、重要なレベル1以外の観察可能なインプット（レベル2）、及び重要な観察不能なインプット（レベル3）。評価水準は、必ずしもこれらの証券へ投資することから生じるリスクの目安になるとは限らない。重要な観察不能なインプットを使用した公正価値評価に関しては、FAS第157号は、実現及び未実現損益合計、売買、及び当該期間中のレベル3カテゴリーへの振替えまたはレベル3カテゴリーからの振替えによる変動を表す報告された市場価値に対して、期首及び期末残高の調整を要求している。FAS第157号の要件に従い、公正価値ヒエラルキー及びレベル3の調整がファンドの組み入れ投資有価証券明細の注記に記載されている。

・FASB職員意見書FAS第133-1号及びFIN第45-4号「クレジット・デリバティブ及び特定の保証に関する開示：FASB基準書第133号及びFASB解釈指針第45号の改訂」（以下「ポジション」という）

当ポジションは、FASB基準書第133号（以下「FAS第133号」という）「デリバティブ商品及びヘッジ活動の会計」を改訂し、またFASB解釈指針第45号（以下「FIN第45号」という）「第三者の債務に係る間接保証を含む保証の保証人による会計処理ならびに開示要請」も改訂した。FAS第133号の改訂には、以下の開示要件が含まれる：（i）クレジット・デリバティブの性質及び条件、クレジット・デリバティブを締結した理由、売り手にクレジット・デリバティブに基づく履行を要求する事象または状況、及びクレジット・デリバティブの支払／履行リスクの現在の状況、（ii）当該クレジット・デリバティブに基づき売り手が要求される将来の支払金額の想定される最大金額（割引なし）、（iii）クレジット・デリバティブの公正価値、及び（iv）買戻し特約の性質ならびに担保としてまたは第三者に保有されている資産。FIN第45号の改訂では、保証の支払／履行リスクの現在の状況に関する追加の開示が要求される。会計方針に対するすべての変更はポジションに準拠して実施され、組み入れ投資有価証券明細の注記の一部として当期中に取り入れられ、財務諸表注記で開示されている。

・純資産価値の決定

当ファンドの1ユニット当たり純資産価値（以下「純資産価値」という）は、ファンドの取引日（当トラストの最新の目論見書で定義されている）の正規の取引時間終了時（通常は米国東部標準時間の午後4時00分）（以下「ニューヨーク証券取引所大引け」という）により評価される。受託会社は、当トラストの最新の目論見書に規定されている通り、一定の状況では、ファンドに関して一時的に純資産価値の算定を見合わせるとともに、ファンドのユニットの発行、買戻しおよび転換を停止することができる。

・投資有価証券の評価

純資産価値の算定のため、取引値をすぐに入手できる投資有価証券（または有価証券）およびその他の資産は時価で評価される。時価は通常、最終取引価格に基づいて決定される。取引がない場合には、相場報告システム、主要なマーケット・メーカーもしくは価格提供サービスから入手した気配値に基づいて決定される。

国内および外国債券ならびに非上場のデリバティブは通常、マーケット・メーカー、または価格提供サービスから入手した気配値に基づいて評価される。第3者の価格提供サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーから提供された情報、あるいはそれに類似した性質を持つ投資有価証券または有価証券に関する利回りデータから入手した時価の概算を利用している。先渡し条件で購入した一部の債券については、先渡し決済日に決済されるまで、毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以下の短期証券は通常、公正価値に近似する償却原価法で評価される。上場オプション、先物および先物オプションは、関連する取引所が決定した決済価格で評価される。ファンド資産のうち、オープンエンド型管理投資会社に投資されている部分については、当該投資有価証券の純資産価値に基づいて算定される。当ファンドは通常ニューヨーク証券取引所大引け直後に受領した国内株式の価格データを使用するものとし、ニューヨーク証券取引所大引け以降に行われた取引、清算または決済は通常考慮されない。

米ドル以外の通貨建投資有価証券は、価格提供サービスから入手した為替レートを利用して米ドルに換算される。その結果、当ファンドの純資産価値は、当該通貨の対米ドル相場の変動によって影響を受ける可能性がある。米国外で売買される有価証券の価値または米ドル以外の通貨建ての有価証券の価値はニューヨーク証券取引所の休場日には重大な影響を受ける可能性がある。したがって、投資家が当ユニットの購入、買戻し請求、または取引を行うことができない日に純資産価値は変動する可能性がある。

取引値を容易に入手できない有価証券およびその他の資産は、投資顧問会社または独立した他のサービス会社が誠実に決定する公正価値で評価される。投資顧問会社は、取引値を容易に入手できない状況において有価証券およびその他の資産の価値を評価する方法を採用している。例えば、市場の毎日の取引値を容易に入手できない一部の有価証券またはその他の投資については、投資顧問会社が定めた指針に従い、他の有価証券または各種の指数を参考に評価される。取引値を容易に入手できず、かついずれの評価方法に従っても有価証券または資産を評価できない場合には、投資顧問会社の評価委員会またはその指示に従って代行する者が当該有価証券または資産の価値を誠実に決定する。

取引値を容易に入手できない状況とは、関連する市場における取引の終了後、ただしニューヨーク証券取引所の大引けよりも前に、当ファンドの有価証券または資産に重大な影響を与える事象が発生した場合をはじめ、最新または信頼できる市場データ（例えば、取引情報、買い気配値/売り気配値、ブローカーの気配値など）がない場合である。さらに、異例の状況により、有価証券が取引される証券取引所または市場が終日閉鎖され、その他に時価を入手する手立てがない場合も、取引値が容易に入手できないものとみなされる。投資顧問会社は、当ファンドの有価証券また

は資産の価値に重大な影響を与える可能性がある重大な事象をモニターする責任、および該当する有価証券または資産の価値をそのような重大な事象を勘案して再評価する必要があるかどうか決定する責任がある。

当ファンドが純資産価値を決定するのにファンドに組み入れている有価証券の評価をするために公正価値評価を利用する場合、有価証券は主たる取引市場から入手した気配値に基づいて評価されず、投資顧問会社またはその指示に従って代行する者が公正価値を正確に反映していると考え別の方法で決定されることがある。公正価値の評価には、有価証券の価値について主観的な判断が必要になることがある。当トラストは、評価時点における有価証券の価値を適正に反映してファンドの純資産価値を算出する方針であるが、投資顧問会社またはその指示に従って代行する者が決定した公正価値は、評価時に有価証券を売却した場合（例えば、投げ売りまたは清算売り）に実現される価格を正確に反映しない可能性がある。当ファンドが採用する価格は、当該有価証券を売却した場合に実現できる価値とは異なる可能性がある。

・有価証券取引および運用収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日基準で計上される。発行日決済ベースまたは先渡し条件で売買された有価証券は、約定日から1ヵ月以上経過した後に決済されることもある。売却された有価証券に係る実現損益は、個別原価法で計上される。配当金は、配当落ち日に計上される。但し米国以外の外国有価証券の配当金が配当落ち日を経過してしまった場合には、ファンドが配当落ち日の通知を受けた時点で計上される。受取利息は、ディスカウントの増価およびプレミアムの減価を調整した上で、発生主義に基づいて計上される。モーゲージ担保证券およびその他のアセットバック証券の元本返済に伴う損益は、損益計算書において受取利息の一部として計上される。

・分配方針

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンド J（J P Y）は日々承認され毎月分配が行われる予定である。ファンドからの分配は、投資顧問会社から承認された場合のみ決定され受益者に分配される。ただし、かかる承認は投資顧問会社の裁量によって保留されることもある。

分配は該当する場合、一般的にはファンドの配当等収益から支払われる。さらに、投資顧問会社は実現キャピタル・ゲインを分配の支払いに充当することを承認することもある。投資顧問会社が妥当と判断した場合には、追加分配を決定することもできる。ファンドから支払われた分配は、当該ファンドの純資産価値を減少させる。ファンドからの現金分配は、ユニット所有者の裁量で当該ファンドに再投資されるか、またはユニット所有者に現金で支払われる。現金分配は、ファンドの通貨で行われる。ファンドの分配を妥当なレベルに維持するために必要と判断した場合には、当該ファンドは、追加の分配を決定することもある。配当等収益および実現キャピタル・ゲインが不十分であるために、目論見書で義務付けられているファンドの分配の支払いを行うことができない場合には、投資顧問会社は当該ファンドの元本の一部を利用して分配することができる。分配期日から6年以内に受け取りが行われなかった分配金は時効によって消滅し、当該ファンドの利益として計上される。

・ローン・パーティシペーションおよび譲渡

ファンドは、企業、政府または他の借り手が、貸し手または貸し手シンジケートに支払う金額に対する権利を持つ債務証券に直接投資することがある。ファンドは、ローンに参加する形態または第三者からローンの全部または一部を譲渡される形態で投資する。ローンは全所有者の代理人である銀行またはその他の金融機関（貸し手）により管理される。代理人はローン契約で規定された条項を管理する。ファンドは、多様な期間及び異なる関連リスクを持つローンの複数のシリーズまたはトランチに投資することがある。ファンドは、通常、借り手に対して、ローンの契約条件に準拠するよう強制する権利は有していない。その結果、ファンドは、借り手及びローン契約を譲渡する貸し手の

双方の信用リスクにさらされる可能性がある。ファンドが貸し手からローンの譲渡を受ける場合、ファンドは借り手に対しローンに係る直接的な権利を有する。ファンドは、将来の融資に関する契約上の債務である未拋出のローン契約債務を締結する可能性がある。未拋出のローン契約債務は、要請により借り手に追加資金を拋出する義務がファンドにあるリボルビング信用枠を含むこともある。未拋出のローン契約は、想定貸付元本の一部が決して借り手に使用されない場合でも、全額が将来の債務を表す。

ローン・パーティシペーションに投資している場合、ファンドは、元本、金利、及び手数料の支払いを受取る権利を有している。なお、ファンドは、ローン契約を譲渡した貸し手からのみ、かつ、貸し手が借り手から支払いを受けた場合にのみ受領する権利を有する。ファンドは、変動利付融資の信用部分の原融資枠の未引出部分に基づき、コミットメント・フィーを受け取ることがある。特定の状況では、ファンドは借り手による変動利付融資の期限前返済の際に期限前返済の罰則手数料を受け取る可能性がある。受取ったまたは支払った手数料は、損益計算書で受取利息または支払利息の構成要素として計上されている。

・先渡し取引

ファンドは、先渡し条件で有価証券の売買を行うことがある。かかる取引は、所定の価格または利回りでファンドが有価証券を売買し、通常の決済期間を超えて支払いと受渡しが行われるという契約を伴っている。先渡し条件の購入取引が未決済の場合、ファンドは購入価格に見合った必要十分な流動資産を分別管理する。有価証券を先渡し条件で購入する場合には、ファンドは価格と利回りの変動リスクを含め、有価証券の所有に伴う権利とリスクを引き受けるとともに、純資産価値を決定する際には、かかる変動を考慮に入れる。ファンドは約定後に、キャピタル・ゲインまたはロスの発生を招く可能性のある先渡し取引を処分したり再契約することができる。先渡し条件で有価証券を売却した場合には、ファンドは有価証券に関する将来の損益には関与しない。

・発行日決済取引

ファンドは、発行日決済取引ベースで有価証券を売買することがある。有価証券の発行は承認されているものの、まだ発行されていないため、係る取引は条件付きで行われる。ファンドは、かかる取引に関して所定の価格または利回りで有価証券を売買するほか、支払いと受渡しが通常の決済期間を超えて行われる契約を締結している。ファンドは、発行日決済取引が行われる有価証券を受渡し前に売却することができる。その場合には、キャピタル・ゲインまたはロスの発生を招く可能性がある。

・現金および外貨

ファンドの財務諸表は米ドルで表示されている。米ドル以外の有価証券の時価、保有通貨およびその他の資産や負債は各営業日の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替レートの変動に起因した保有通貨および資産と負債の価値の変動は未実現為替差損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益と評価損益および収益と費用は、かかる取引が行われたそれぞれの日と報告日に換算される。投資有価証券に係る外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、かかる有価証券の時価の変動に伴う影響と区別されず、投資有価証券に係る実現損益および評価損益に含まれている。

ファンドの純資産価値とトータル・リターンは、便宜上、日本円で表示されている。純資産価値とトータル・リターンを日本円で表示するため、期首と期末の純資産価値は、それぞれ期首と期末の為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。

・外国為替契約

ファンドは、予定されている有価証券の売買取引の決済に関連し、当該ファンドが保有する有価証券の一部または全部に付随した通貨エクスポージャーをヘッジするため、あるいは投資戦略の一貫として、外国為替契約を締結することがある。外国為替契約は、2当事者間で将来の期日に所定の価格で通貨を売買する契約である。外国為替契約の時価は、外国為替レートの変動により上下する。ファンドは外国為替契約を毎日値洗いし、時価の変動を評価損益として計上する。実現損益は締結時の時価と決済時の時価との差額に相当し、通貨の受渡しまたは受領が行われた時点で計上される。これらの契約は、ファンドの貸借対照表に表示されている評価損益を超える市場リスクを伴うことがある。また、相手方当事者が契約の条件を満たすことができなくなる場合、または為替が米ドルに不利となるように変動する場合には、ファンドは為替変動リスクに晒されることがある。また、ファンドは、日本円ベースの投資家のために為替リスクをヘッジする目的から外国為替契約を締結することができる。これらの契約に関連して、それぞれの契約条件に従って有価証券を担保とすることがある。

・先物取引

ファンドは先物取引をすることができる。ファンドは有価証券のリスク量、金利、為替レートの変動リスクを管理するために先物取引を利用することができる。先物取引を利用する主要なリスクは、ファンドの保有資産の時価変動と先物取引価格の相関関係が不完全なこと、低流動性の可能性および取引の相手方がいないことである。先物取引は日々の清算価格によって評価される。先物取引を開始するに当たり、当ファンドは、現金もしくは米国国債、政府機関債をブローカーや取引所が定める最低証拠金として先物ブローカーに預託する必要がある。先物取引は日々値洗いされ、その評価額の変動による未払金もしくは未収入金（以下「変動証拠金」という）がファンドに計上される。損益は認識されるが、当該取引が満期を迎えるかポジションをクローズするまでは実現損益としては認識されない。先物取引では、程度の差はあるものの、貸借対照表に開示されている変動証拠金を上回る損失が発生することがある。

・物価連動債

ファンドは、物価連動債に投資することがある。物価連動債は、元本金額がインフレ率に応じて定期的に調整される債券のことである。一般的に、かかる債券の利率は、通常の債券よりも低い水準に設定される。しかし、物価連動債の残存期間中、利息はインフレ調整後の元本金額に基づいて支払われる。物価連動債の元本金額の増減額は、たとえ投資家が満期時まで元本を受領しなくても、損益計算書において受取利息の一部に含まれる。

・モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券

ファンドは、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券に投資することがある。これらの証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券、コマーシャル・モーゲージ担保証券、ストリップ・モーゲージ・バック証券、アセットバック証券、債務担保証券、ならびに不動産に係るモーゲージ・ローンへの直接的または間接的な参加、モーゲージによる保証及びモーゲージからの返済を表すその他の証券が含まれる。モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券は貸付金またはその他の債権プールに対する持分である。モーゲージ担保証券は、貯蓄貸付機関、モーゲージ銀行、商業銀行及びその他が提供するモーゲージ・ローンを含む、住宅用または商業用モーゲージ・ローンから組成される。アセットバック証券は自動車ローン、クレジット・カード債権、住宅担保ローン及び学生ローンを含む様々な種類の資産から組成される。かかる証券は元利金の返済で構成される月次返済を行う。金利支払は固定または調整可能な金利で決定される。原モーゲージの期限前返済率がモーゲージ担保証券の価格及びボラティリティに影響を及ぼし、また購入時点で想定された証券のデュレーションと比較して実効デュレーションを短縮したり延長したりさせる効果がある。特定のモーゲージ担保証券の元利金の適時な返済は米国政府による十分な信頼と信用で保証されている。政府支援機関を含む非政府発行者によって組成され保証されたプールは様々な形態の保険または保証によって裏付けられているが、民間の保険会社または保証会社が保険規約または保証契約に基づく債務を充足させることが可能であることは保証できない。

モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という）は、法的実体の債務で、モーゲージによって担保され、クラスに分割されている。CMOはしばしば「トランチ」と称される複数のクラスで組成され、各クラスは異なる満期及び期限前返済を含む元利金返済の異なるスケジュールの権利がある。コマーシャル・モーゲージ担保証券には、商業用不動産にかかるモーゲージ・ローンの持分を反映し、モーゲージ・ローンにより担保された証券が含まれる。コマーシャル・モーゲージ担保証券への投資のリスクのほとんどは、原モーゲージ・ローンの担保である不動産に対する投資リスクを反映している。これらのリスクは現地の不動産市場及びその他の経済状況、融資返済を行うテナントの能力、及びテナントを惹き付け保留する不動産の魅力の影響を反映している。CMO及びコマーシャル・モーゲージ担保証券は流動性が低いこともあり、その他の種類のモーゲージ担保関連またはアセットバック証券より大きい価格ボラティリティを示す可能性がある。

ストリップ・モーゲージ・バック証券（以下「SMBS」という）は、複数のクラスのデリバティブモーゲージ担保証券である。SMBSは一般的に、モーゲージ資産プールに関する元利金分配の異なる部分を受け取る2つのクラスで組成される。一般的なSMBSの種類では、1つのクラスが利息の一部及び元本の大部分を受け取り、もう1つのクラスが利息の大部分及び元本の残りを受け取る。最も極端な例では、1つのクラスが利息のすべてを受け取り（利息のみ、または「I0」クラス）、もう1つのクラスはすべての元本を受け取る（元本のみ、または「P0」クラス）。I0に関して受け取る返済は損益計算書の利息収入に含まれる。I0の満期時点で受け取る元本はほとんどないか全くないため、調整は満期までに月次で有価証券の簿価に対して行われる。これらの調整は損益計算書の利息収入に含まれる。P0に関して受け取る返済は有価証券の取得原価及び額面の減少として会計処理される。

債務担保証券（以下「CDO」という）には、債券担保証券（以下「CBO」という）、ローン担保証券（以下「CLO」という）、及びその他の類似の組成証券が含まれる。CBO及びCLOはアセットバック証券の1種類である。CBOはリスクの高い、投資適格以下の債券の多様なプールによって裏付けられた信託である。CLOは一般的に、国内外のシニア担保ローン、シニア無担保ローン、及び投資適格以下または同等の格付けされていないローンなどの劣後企業ローンを含むローンのプールによって担保された信託である。CDOに対する投資リスクの大部分は、ファンドが投資する担保証券の種類及びCDOのクラスに左右される。CDOには以下の追加リスクがあるが、これらに限定されない。(i) 担保証券からの分配が利息またはその他の返済を行うために十分でない可能性、(ii) 担保の質が低下するか、またはデフォルトになる可能性、(iii) ファンドがその他のクラスに劣後するCDOに投資する可能性、及び(iv) 有価証券の複雑な構成が投資時点で完全に理解されず、発行体との争議または予期せぬ投資結果を生み出す可能性。

・オプション契約

ファンドは、所有または投資する可能性のある先物、スワップ（「スワップション」）、有価証券または通貨に係るコール・オプションやプット・オプションを売ることがある。プット・オプションの売却は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。ファンドがコール・オプションまたはプット・オプションを売却した場合には、受取プレミアムに相当する金額が負債として計上され、その後は売建オプションの時価を反映して値洗いが行われる。これらの負債は、貸借対照表に売建オプションの残高として表示される。一部のオプションは、将来の一定期日に決定されるプレミアム付きで売却されることがある。これらのオプションに係るプレミアムは、特定期間におけるインプライド・ボラティリティの変数に基づいて決定される。行使期限が到来した売建オプションに係る受取プレミアムは、実現利益として扱われる。行使または清算される売建オプションに係る受取プレミアムは、先物、スワップ、有価証券または為替取引に係る手取金に追加されるか、または支払金と相殺された上で、実現損益が決定される。オプションの売手としてのファンドは、対象となる金融商品の売却（コール）あるいは購入（プット）につ

いていかなる決定権も有していないため、売建オプションの対象である金融商品の不利な価格変動による市場リスクを被っている。市場の流動性が低いため、ファンドは清算取引を実行できないリスクがある。

ファンドは、プット・オプションまたはコール・オプションを購入することもある。コール・オプションの購入は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。ファンドが支払うプレミアムは、貸借対照表上の投資有価証券に含まれ、その後はオプションの時価を反映して値洗いされる。行使期限が到来するオプションの購入に係る支払プレミアムは実現損失として扱われる。将来の期日において確定されるプレミアムで買建されるオプションもある。これらのオプションに係るプレミアムは、特定期間のインプライド・ボラティリティの変数に基づいて決定される。プット・オプションとコール・オプションの購入に伴うリスクはプレミアムの支払額だけに限定される。行使または清算されるオプションの購入に係る支払プレミアムは、先物取引、スワップ取引、有価証券取引または為替取引に係る支払額に追加されるか、または手取金と相殺され、実現損益が決定される。

・PIK証券

ファンドは、PIK証券に投資することがある。PIK証券では各利払日に現金あるいは追加債券のいずれかで利息を支払うオプションが発行体に与えられている。これらの追加債券は、通常、満期日と利率を含め、原債券と同一の条件が設定されるほか、付随するリスクも原債券と同一である。原債券の毎日の市場価格には経過利息が含まれ（「ダーティー・プライス」と呼ばれている）、貸借対照表では受取利息から投資有価証券の評価益または評価損に対する按分調整が義務付けられている。

・レポ取引

ファンドは、レポ取引を締結することがある。通常のレポ取引では、債務証券を合意した時期に合意した価格で売り手が買い戻す、すなわちファンドが再売却するという条件で、ファンドは債務証券（担保）を保有する。すべてのレポ取引による有価証券は、ファンドの保管機関または三者によるレポ取引により指名された保管機関で管理される。担保の市場価格は、利息を含む買戻し債務の総額と等しいかそれ以上でなければならない。レポ取引により買入れた証券は、貸借対照表に資産として計上される。一般的に、相手方当事者がデフォルトを出した場合、ファンドは発生した損失の相殺のために担保を使用する権利を有する。相手方当事者がデフォルトした場合には、ファンドは担保証券の売却先を探す。この場合には、担保証券の価値が契約価格より下がっていることによる損失の他、手続きの費用および遅延が発生する可能性がある。

・残余利息債券（以下「RIB」という）／残余利息免税債券（以下「RITE」という）

ファンドはRIB及びRITEに投資することがあるが、それらの金利は別の証券の金利または指数価格と反対の関係を持つ。RIB及びRITEは原債券からの利息収入を分けて、2つの証券（1つは短期、もう1つは長期）を組成して作られる。短期部分の金利は、通常7日から35日ごとに指数または入札によって改定される。収益が現在の金利で短期部分に支払われた後、原証券からの残余収益は長期証券に振り分けられる。従って、短期金利の上昇は長期部分の収益を低下させ、またその逆もある。より期間の長い債券は、似たような満期のその他の地方債よりボラティリティが高く流動性が低い。RIB及びRITEへの投資は通常、固定利付債券への投資より大きなリスクを伴う。ファンドはレバレッジを増加させるために、RIB及びRITEへ投資することもある。

・譲渡制限付有価証券

ファンドは、法律上または契約上の譲渡制限の対象になる証券に投資することがある。これらの有価証券は私募的に販売されることもあるが、不特定多数の投資家に販売する前には登録義務を負うか、またはかかる登録義務の免除

を受ける必要がある。1933年証券法のルール144Aの規定に基づいて適格機関投資家の間で売買される場合を除き、私募証券の譲渡は一般的に制限されると考えられている。譲渡制限付有価証券の売却には時間のかかる交渉と費用を伴うほか、納得できる価格で速やかに売却できないことがある。

・リバースレポ取引

ファンドは、リバースレポ取引を締結することがある。リバースレポ取引では、ファンドは、保有有価証券を、合意した時期に合意した価格で当該有価証券を買い戻すという条件付で金融機関に売却する。リバースレポ取引により売却した証券は、貸借対照表に負債として計上される。利払いは、損益計算書の支払い利息の構成要素として計上される。リバースレポ取引には、ファンドが売却した有価証券の時価が、当該有価証券の買戻し価格を下回るリスクを伴う。ファンドは、PIMCOによって流動性があると判断された資産を分離するか、または他の手段で、リバースレポ取引に基づく債務をまかなう。

・空売り

ファンドは、空売りを締結することがある。空売りは、有価証券の市場価格の下落を予想して、ファンドが保有していない有価証券を売却する取引である。空売りにより売却した証券やそのような証券の品借料がもしあれば、貸借対照表に負債として計上される。ファンドには、空売りのポジションを手仕舞う時点で、市場価格で有価証券の引渡しを行う義務がある。空売りによる損失は無制限となる可能性があるが、購入による損失が投資の合計金額を超えることはない。

・スワップ契約

ファンドはスワップ契約に投資することがある。スワップ契約とは、投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場に連動したリターンを特定の将来の期間において引き換えまたは交換するために、ファンドと契約先との間で私的に交渉された契約のことである。ファンドはクレジット・デフォルト、クロスカレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーション及びその他の形態のスワップ契約を締結し、信用、為替及び金利リスクに対するエクスポージャーを管理することがある。かかる契約に関連して、有価証券または現金がそれぞれのスワップ契約の条件に従い担保として特定され、資産の価値、またデフォルトあるいは倒産・支払不能の場合には遡及権として備えられる。

スワップは第三者であるベンダーからの価格または入手可能な場合はマーケット・メイカーからの気配値に基づき日々時価評価され、価値の変動がある場合は未実現損益として貸借対照表に計上される。市場での気配値が容易に入手できない場合、あるいは信頼できないとみなされる場合は、特定のスワップ契約は評議会によって設定された指針に従って評価される。市場の気配値が容易に入手できず、またスワップが評価方法のいずれかに従い評価できない場合は、当該スワップの価値は、通常PIMCOが行う推奨に基づき、評価委員会により誠実に決定されることになる。

測定期間の期首で受け払いされた支払いは、貸借対照表に反映され、スワップ契約に明記された条件と現在の市場環境（信用スプレッド、為替レート、金利及びその他の関連要素）との差額を補うためにスワップ契約を締結する際に受け払いした支払金額を表す。これらの契約当初の支払いは、当該スワップの終了あるいは満期時に損益計算書に実現損益として計上される。スワップの終了時に受取るもしくは支払う清算額は、損益計算書において実現損益として計上される。ファンドが受取るもしくは支払う定期的な純支払額は、損益計算書における実現損益の一部に含まれている。

これらの契約の締結には、貸借対照表に認識された金額を超える信用リスク、市場リスク及び文書リスクの要素がさまざまな度合いで含まれている。かかるリスクには、これらの契約に関する市場が非流動的である可能性、契約の

相手方当事者が契約条件を履行することができない、あるいは契約における契約条件の内容に同意しない可能性、及び金利に不利な変動が生じる可能性などがある。

・クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、デフォルトまたはその他の信用事由が参照事業体、参照債務、参照指数に発生した場合に、特定リターンを受取る権利と交換に、一方の当事者（プロテクションの買い手）が他方の当事者（プロテクションの売り手）に対して一連の支払を行うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは通常、信用事由が発生していない場合にはスワップの期間を通して固定金利をプロテクションの買い手から受け取る。売り手として、ファンドはポートフォリオに実質的にレバレッジを加えることになるが、これはファンドが純資産総額に加えて、スワップの想定元本についても投資エクスポージャーを求められるためである。

ファンドがプロテクションの売り手で、信用事由が生じた場合、特定のスワップ契約の条項の規定に従い、ファンドは、(i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能な債務あるいは参照指数を構成する原証券の受渡しを行うか、(ii) 参照債務または参照指数を構成する原証券の回復価値を控除したスワップの想定元本金額に等しい決済金額を現金または証券の形態で支払うかのいずれかを行うことになる。ファンドがプロテクションの買い手で、信用事由が生じた場合、特定のスワップ契約の条項の規定に従い、ファンドは、(i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい金額を受取り、参照債務、その他の引渡し可能な債務あるいは参照指数を構成する原証券の引渡しを行うか、(ii) 参照債務または参照指数を構成する原証券の回復価値を控除したスワップの想定元本金額に等しい決済金額を現金または証券の形態で受取るかのいずれかを行うことになる。回復価値は、業界水準の回復率または事業体特有の要因のいずれか、ならびに信用事由が生じるまでの対価を考慮して、マーケット・メイカーが想定する。信用事由が生じた場合、回復価値は入札によって決定されるが、そこでは最小限の容認されたブローカーの呼び値及び特定の評価方法が回復価値の算出のために使用される。

社債、新興国のソブリン債または米国の地方債に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、デフォルトまたはその他の信用事由が発生した場合に、特定リターンを受取る権利と交換に、一方の当事者が他方の当事者に対して一連の支払を行うものである。信用事由が発生したが現金決済が選択されない場合、その他の受渡し可能な様々な債務が特定の参照債務の代わりに受け渡される。その他の債務の受渡しとして、最も安価な受渡しが選択されることになる（プロテクションの売り手は信用事由発生後に最も安価な受渡し債務を選択する権利がある）。ファンドは、社債または新興国のソブリン債に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結することがある。発行体のデフォルトに対するプロテクション（即ち、参照債務に対してファンドが保有する、または晒されるリスクの軽減）を提供したり、特定の発行体がデフォルトを起こす可能性に対して積極的にロングポジションまたはショートポジションをとることができる。

アセットバック証券に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、デフォルトまたはその他の信用事由が発生した場合に、特定リターンを受取る権利と交換に、一方の当事者が他方の当事者に対して一連の支払を行うものである。社債、新興国のソブリン債に関するクレジット・デフォルト・スワップとは異なり、アセットバック証券のパフォーマンスは広範囲な取引にわたるため、ほとんどの場合、受渡し可能な債務は特定の参照債務に限られる。原モーゲージ・ローンの期限前返済、元本の一部返済及びその他の評価減または損失事由は、参照債務の元本残高を減少させることになる。かかる減額は、スワップ契約の条項の規定に従い、一時的または永久的なものとなり、スワップ契約の想定元本は対応する金額で調整されることになる。ファンドは、アセットバック証券に関するクレジット・デ

フォルト・スワップ契約を締結することがある。参照債務のデフォルトに対するプロテクションを提供したり、特定の参照債務がデフォルトを起こす可能性に対して積極的にロングポジションまたはショートポジションをとることができる。

クレジット指数に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約では、クレジット指数組入れ銘柄の全部または一部で評価損、元本不足、利払い不足、またはデフォルトが発生した場合に特定リターンを受取る権利と交換に、一方の当事者が他方の当事者に対して一連の支払を行うものである。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品またはクレジット・エクスポージャーのバスケットのリストである。これらの指数には、ディーラーの投票により、指数のセクター別にクレジット・デフォルト・スワップ市場で最も流動性が高い銘柄と判断された参照クレジットが組み入れられている。指数組入れ銘柄の中には、投資適格債、ハイイールド債、アセットバック証券、エマージング市場および/または各セクター内で様々な信用格付を付与された銘柄が含まれるが、それだけに限定されない。クレジット指数は、固定のスプレッドと標準的な満期日を含む標準的な条件の付いたクレジット・デフォルト・スワップを利用して売買されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは指数に組み入れられているすべての銘柄を参照しているほか、デフォルトが発生した場合には、当該銘柄の指数組入れ比率に基づいてクレジット・イベントの決済が行われる。指数組入れ銘柄は定期的に通常は6ヵ月毎に一変更されるほか、ほとんどの指数では各々の銘柄の組入れ比率を均等にされている。ファンドは信用指数に関するクレジット・デフォルト・スワップを使用して、クレジット・デフォルト・スワップまたは指数に関するクレジット・デフォルト・スワップが付いた債券のポートフォリオをヘッジすることがある。それは、同様の効果を得るために多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するより安く済むからである。指数に関するクレジット・デフォルト・スワップはデフォルトに対して債券を保有する投資家を保護するためのベンチマークであり、トレーダーは信用の質の変動に投機するためにそれを使用する。

期末現在の社債または新興国のソブリン債に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価を決定するために使用され、絶対項として表示されているインプライド信用スプレッドは、組み入れ投資有価証券明細の注記に開示され、返済／履行リスクの現状の指標として提示され、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性またはリスクを表している。特定の参照証券のインプライド信用スプレッドは、プロテクションの売買費用を表し、契約締結の際に要求される支払いが含まれることもある。アセットバック証券及びクレジット指数に関するクレジット・デフォルト・スワップ契約に関しては、市場での時価及び結果的な価値が返済／履行リスクの現状の指標を務めている。スワップの想定元本と比較した場合の絶対値としての信用スプレッドの拡大及び時価の上昇は、参照企業の信用度の健全性の悪化を表し、デフォルトの可能性またはリスクないしは契約条件の規定にあるその他の信用事由の発生の可能性が増大していることを表している。

プロテクションの売り手としてファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づき要求される可能性のある将来の返済の最大金額（割引なし）は、契約の想定元本と同額である。2009年2月28日現在、ファンドがプロテクションの売り手であるすべてのクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本残高は、組み入れ投資有価証券明細の注記に開示されている。かかる潜在的な金額はそれぞれの参照債務の回復価値、契約締結時に受け取った契約当初の支払金、あるいは同じ参照企業についてファンドが締結したプロテクションの買いのクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済によって受け取る純額により、一部相殺されることになる。

・クロスカレンシー・スワップ契約

クロスカレンシー・スワップは、2つの異なる通貨を交換し、後日、特定の為替レートで反対取引を行う契約を伴う2当事者間の契約である。当該契約の開始日に行われる通貨の交換は、同日の直物レートで行われる。満期時の再交換

は、同一の為替レート、特定の為替レート、あるいはその時点の直物レートで行われる。当事者間での利息の支払い（該当する場合）は、当該契約開始時の2通貨の実勢金利に基づいて行われる。クロスカレンシー・スワップ契約の期間は長期にわたって延長されることもある。クロスカレンシー・スワップは、商業銀行や投資銀行との間で締結されることが多い。一部のクロスカレンシー・スワップでは、金利部分のキャッシュ・フローだけを交換し、元本部分のキャッシュ・フロー交換を行わないものもある。

・金利スワップ契約

ファンドは、その投資目的の遂行のための通常の事業の一環として、金利リスクのエクスポージャーに晒されている。ファンドは固定利付債券を保有しているため、これらの債券の価値は、金利が上昇すると低下する。このリスクのヘッジを補助し、現行の市場金利で収入を獲得し続けるために、ファンドは金利スワップ契約を締結することがある。金利スワップ契約とは、ファンドと相手方で、一定の想定元本額にかかる金利の支払いまたは受取りに関する各々の契約を交換するものである。金利スワップ契約には、次のような種類がある。(i) 金利キャップ：プレミアムと引換えに、金利が特定の水準または「キャップ」を上回った場合には、一方の当事者が、他方の当事者に対して支払いを行うことに同意する契約。(ii) 金利フロア：プレミアムと引換えに、金利が特定の水準または「フロア」を下回った場合には、一方の当事者が、他方の当事者に対して支払いを行うことに同意する契約。(iii) 金利カラー：金利が特定の下限または上限を超過して変動する事態に備えて、当事者がキャップを売却し、フロアを購入する（またはその反対の売買を行う）契約。(iv) コーラブル金利スワップ：契約先が満期前の予め定められた期日までにゼロ・コストでスワップ取引全体を終了できる契約。(v) スプレッドロック：金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの将来の差額（またはスプレッド）を金利スワップの利用者が固定できる契約。または(vi) ベーシス・スワップ：2人の当事者が異なるマネーマーケットに基づく変動金利を交換できる契約。取引相手の信用リスクの損失に関するファンドのリスクの最大額は、金額がプラスの場合は、契約の残余期間に取引相手から受け取るまたは支払うキャッシュ・フローの割引かれた新しい価値である。当リスクはファンドと取引相手との間でマスター・ネットिंग契約を結ぶこと、及び契約先に対するファンドのエクスポージャーをカバーするためにファンドが担保を受け入れることにより緩和される。

・トータル・リターン・スワップ契約

ファンドはトータル・リターン・スワップ契約を締結することがある。商品に関するトータル・リターン・スワップ契約は、キャッシュ・フローが商品価格及び固定金利または変動金利に基づき交換される契約義務である。一方の当事者は関係する商品の時価に基づく支払いを受け取り、固定金額を支払う。指数に関するトータル・リターン・スワップ契約は、市場と連動したリターンと交換に金利を支払う契約義務である。ある取引相手は、株式、指数または債券といった特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、代わりに定期的な支払いを受け取る。当該取引の基礎となる有価証券あるいは指数のトータル・リターンが、それを相殺する金利支払義務を超えるか、または達しない場合、ファンドは契約先より支払いを受けるか、または契約先に対して支払いを行うこととなる。

・バリエーション・スワップ契約

ファンドは、バリエーション・スワップ契約に投資することがある。バリエーション・スワップ契約では、特定の原資産の測定されたバリエーション（またはボラティリティのスクエア）に基づきキャッシュ・フローを交換することに合意した2当事者が関与する。ある当事者は、「固定金利」または権利行使価格の支払いと、想定元本に関する原資産の「変動金利」または実現価格バリエーションとを交換することに合意する。開始時点では、一般的に権利行使価格は、スワップの公正価値がゼロであるように選択される。満期日において、正味キャッシュ・フローが交換されるが、そこでの決済金額は、原資産の実現価格バリエーションと権利行使価格に想定元本を乗じた金額との差額に等しい。実現価格バリエーションの受取人として、ファンドは原資産の実現価格バリエーションが権利行使価格より大きい場合には決済金額を受け

取り、バリエーションが権利行使価格より小さい場合は決済金額の返済義務がある。実現価格バリエーションの支払人である場合は、ファンドは原資産の実現価格バリエーションが権利行使価格より大きい場合にはファンドは決済金額の返済義務があり、バリエーションが権利行使価格より小さい場合は決済金額を受け取ることになる。この種類の契約には原資産の将来の実現価格バリエーションに関する先渡契約が不可欠である。

・米国政府機関債または政府支援企業発行の有価証券

ファンドは米国政府機関債または政府支援企業発行の有価証券に投資することがある。米国政府機関債は、米国政府、政府機関または媒介者の債務であり、特定の場合にはそれらによって保証されている。米国政府はファンドの持分の純資産価値を保証していない。財務省短期証券、ノート、債券及び連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」という）が保証した有価証券のような米国政府の有価証券のいくつかは、米国政府の十分な信頼と信用により裏付けられている。連邦住宅金融銀行の有価証券のようなその他の有価証券は発行体が米国財務省（以下「米財務省」という）から借入れを行う権利によって裏付けられている。連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」という）が発行するようなその他の有価証券は、政府機関の債務を購入するための米政府による自由裁量の権限により裏付けられている。さらに学生ローン・マーケティング組合のようなその他の有価証券は媒介者の信用だけで裏付けられている。米国政府の有価証券にはゼロ・クーポン証券が含まれるが、それは現在の基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利払証券よりも大きいリスクに左右される傾向がある。

政府関連の保証機関（即ち、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない）には、FNMAや連邦住宅金融抵当金庫（以下「FHLMC」という）が含まれる。FNMAは政府支援企業であり、その普通株式はすべて民間の株主によって保有されている。FNMAは伝統的な住宅用モーゲージ（即ち、政府機関による保証がない）を、州及び連邦公認貯蓄貸付機関、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合及びモーゲージ銀行などの認定された売り手／サービスのリストから購入する。FNMAが発行するパススルー証券は、FNMAにより元利金の適時な支払いが保証されているが、米国政府による十分な信頼と信用の裏付けはない。FHLMCは参加証書（以下「PC」という）を発行するが、それはパススルー証券であり、それぞれが住宅用モーゲージのプールに対する分割できない持分を表している。FHLMCは、利息および最終的に回収される元本の適時な支払いを保証しているが、PCには、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2008年9月6日、米連邦住宅金融局（以下「FHFA」という）はFNMA及びFHLMCを財産管理下に置いた。管財人として、FHFAはFNMA及びFHLMC、ならびにFNMA及びFHLMCに関するFNMA及びFHLMCの株主、幹部または取締役のすべての権利、所有権、権限及び特権、さらにFNMA及びFHLMCの資産を受け継いだ。FHFAは、FNMA及びFHLMCのそれぞれにつき、新しい最高経営責任者及び取締役会議長を選任した。2008年9月7日、米財務省は財産管理に関連して3段階の追加ステップを取ることを発表した。最初に、米財務省はFNMA及びFHLMCそれぞれと上位優先株式購入契約を締結し、それに従い、米財務省は各社の自己資本をプラスに維持するために、FNMA及びFHLMCそれぞれにつき、総額1,000億ドルを上限として買付を実施する。当契約には各社の運営を厳格に制限する様々な財務制限条項が含まれる。当契約の締結と引き換えに、米財務省は各社の上位優先株式10億ドル及び各社の普通株式の79.9%を購入するためのワラントを受け取った。2番目に、米財務省は流動性の支援として、FNMA及びFHLMCのそれぞれが利用できる新しい保証された貸付枠を設定することを発表した。3番目に、米財務省はFNMA及びFHLMCのそれぞれが発行するモーゲージ担保証券を購入するための暫定プログラムを設立することを発表した。流動性支援及びモーゲージ担保証券購入プログラムの両方は2009年12月に終了する予定である。FNMA及びFHLMCは財産保全下で継続企業として事業を続け、各社はその保証債務を含む、モーゲージ担保証券に関連する債務のすべてに対する責任も持ち続ける。

・新しい会計原則

2008年2月1日、FASBはFASB職員意見書第48-2号「特定の非公開企業に関するFASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理、FASB基準書第109号の解釈指針」（以下「FIN第48号」という）の適用日」（以下「FSP」という）を発表した。これにより、ファンドはFIN第48号の適用を2007年12月15日より後に開始する会計年度まで繰り延べることができる。2008年10月1日、FASBは適用日をさらに1年間延期することを選択し、その結果FSP FIN第48-3号を発表したが、これによりファンドはFIN第48号の適用を2008年12月15日より後に開始する会計年度まで延期することになった。投資顧問会社はこの延期を利用することを選択した。投資顧問会社は現在FIN第48号の適用による影響を分析中であるが、ファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすことは予想していない。しかし、FIN第48号に関する投資顧問会社の結論は、FASBから公布される追加の解釈指針、ならびに税法、各種規則およびその解釈に関する継続的な分析などの要因に基づき、後日見直しおよび修正される可能性がある。

投資顧問会社のFIN第48号の方針では、税金ポジションの技術上のメリットに基づき関連する提訴または訴訟プロセスの解決など、税金ポジションが税務調査を乗り切る可能性が50%を超えるかどうかを決定することが要求される。税金ポジションが可能性50%超の認識基準を満たすか否かを判断するに当たり、投資顧問会社は、当ポジションが、関連するすべての情報の十分な知識を有する適切な税務当局により調査されると仮定する。可能性50%超の認識基準を満たす税金ポジションは、財務諸表で認識するための便益の金額を決定するために測定される。認識される税務上の特典は、最終的に解決された時点に実現可能な金額の50%超を上限として測定する。最終的な解決の内容によっては、当ファンドの納税義務が発生し、純資産の減少を招く可能性がある。投資顧問会社の指針として、FIN第48号に適用する採用当初から既存のすべての税務上のポジションおよびその累積効果（該当する場合）は当該会計年度の純資産の期首残高に対する修正として報告される。

2008年3月、FASBは財務会計基準書第161号『デリバティブおよびヘッジ活動に関する開示』（以下「SFAS161号」という）を公布した。SFAS161号は2008年11月15日以降に開始する会計年度および中間期から効力を生じる。SFAS161号により、当ファンドはデリバティブとヘッジ活動に関する開示を強化する必要がある。経営陣はSFAS161号の採用に伴う当ファンドの財務諸表の開示に対する影響について現在評価作業を進めている。

ピムコ ケイマン エマージング ローカル ボンド ストラテジー ファンドJ（JPY）
組み入れ投資有価証券明細
2009年2月28日現在

		額面金額 (千単位)	評価額 (千単位)
コロンビア 2.4%			
Republic of Colombia			
9.850% due 06/28/2027	COP	7,056,000	\$ 2,823
コロンビア合計			2,823
(原価 \$2,610)			
ハンガリー 6.7%			
Hungary Government Bond			
5.500% due 02/12/2014	HUF	1,257,830	4,048
5.500% due 02/12/2016		207,800	629
6.750% due 04/22/2011		420,000	1,577
6.750% due 02/12/2013		224,590	785
6.750% due 02/24/2017		37,000	119
6.750% due 11/24/2017		245,960	792
ハンガリー合計			7,950

(原価 \$13,742)

インドネシア 7.0%**Indonesia Government International Bond**

9.500% due 06/15/2015	IDR	880,000	63
9.500% due 07/15/2023		11,870,000	685
10.000% due 07/15/2017		41,351,000	2,846
10.000% due 02/15/2028		2,640,000	152
10.250% due 07/15/2027		4,510,000	267
10.500% due 07/15/2038		4,000,000	233
11.500% due 09/15/2019		17,724,000	1,277
12.800% due 06/15/2021		23,474,000	1,786
12.900% due 06/15/2022		12,520,000	945
インドネシア合計			8,254
(原価 \$10,220)			

マレーシア 3.2%**Malaysia Government International Bond**

4.240% due 02/07/2018	MYR	10,000	2,753
4.262% due 09/15/2016		3,500	975
マレーシア合計			3,728
(原価 \$3,996)			

メキシコ 14.4%**Mexico Government International Bond**

7.250% due 12/15/2016	MXN	2,450	153
7.750% due 12/14/2017		225,241	14,289
8.000% due 12/23/2010		38,000	2,564
メキシコ合計			17,006
(原価 \$21,257)			

ペルー 2.1%**Peru Government International Bond**

6.900% due 08/12/2037	PEN	8,092	2,186
9.910% due 05/05/2015		1,000	357
ペルー合計			2,543
(原価 \$2,714)			

ポーランド 8.1%**Poland Government Bond**

4.750% due 04/25/2012	PLN	2,450	\$ 647
5.250% due 04/25/2013		8,974	2,395
5.250% due 10/25/2017		3,290	851
5.750% due 03/24/2010		4,490	1,227
5.750% due 09/23/2022		4,124	1,073
6.000% due 05/24/2009		490	134
6.250% due 10/24/2015		11,498	3,190
ポーランド合計			9,517
(原価 \$15,469)			

南アフリカ 10.3%**South Africa Government Bond**

7.500% due 01/15/2014	ZAR	85,205	8,331
8.000% due 12/21/2018		7,090	682
8.250% due 09/15/2017		10,200	1,001

13.000% due 08/31/2010	20,000	2,166
南アフリカ合計		12,180
(原価 \$14,611)		

タイ 7.2%		
Thailand Government Bond		
4.250% due 03/13/2013	THB	37,667
5.125% due 03/13/2018		219,300
5.400% due 07/27/2016		3,300
5.500% due 08/13/2019		425
5.625% due 01/12/2019		6,925
6.150% due 07/07/2026		11,800
タイ合計		8,563
(原価 \$8,578)		

トルコ 6.4%		
Turkey Government Bond		
14.000% due 01/19/2011	TRY	300
14.000% due 09/26/2012		9,480
16.000% due 03/07/2012		3,993
トルコ合計		7,589
(原価 \$10,153)		

短期証券 29.3%		
譲渡性預金 1.9%		
Bank of Scotland PLC		
1.446% due 06/05/2009	\$	700
SanPaolo IMI SpA		
2.826% due 06/09/2010		900
UniCredito Italiano SpA		
1.061% due 05/15/2009		600
		2,200

コマーシャル・ペーパー 26.5%		
Federal Home Loan Bank		
0.200% due 03/03/2009		12,700
0.200% due 03/17/2009		18,600
		31,298

定期預金 0.7%		
Bank of America Corp.		
9.250% due 03/02/2009	ZAR	806
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.005% due 03/02/2009	SGD	10
0.010% due 03/02/2009	/	636
0.020% due 03/02/2009	HKD	55
0.092% due 03/02/2009	GBP	7
Citibank N.A.		
0.334% due 03/02/2009	EUR	35
KBC Bank		
0.080% due 03/02/2009	\$	667
		821

米国CMB債 0.2%		
0.120% due 04/29/2009 (a)	290	290

短期証券合計 (原価 \$34,609)	34,609
投資有価証券合計 97.1% (原価 \$137,959)	\$ 114,762
売建オプション (e) (0.1%) (プレミアム \$121)	(135)
その他資産・負債 3.0%	3,536
純資産 100.0%	\$ 118,163

組み入れ投資有価証券明細の注記（千単位*、契約数は除く）

*明細表上のゼロは、1,000未満の実数が切り下げられていることを表す場合があります。

(a) 2009年2月28日時点、時価総額290米ドルの証券及び現金290米ドルはスワップ取引とスワップション取引の担保となっております。

(b) 2009年2月28日時点、現金2,150米ドルは為替取引の担保となっております。

(c) 2009年2月28日時点、現金123米ドルは次に記載する未決済の先物取引の担保となっております。

銘柄名	種類	満期月	契約数	評価益/ (評価損)
3-Month Euribor Interest Rate June Futures	Long	06/2009	5	\$ 45
90-Day Eurodollar December Futures	Long	12/2009	26	92
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	Long	06/2009	12	(12)
				\$ 125

(d) 2009年2月28日時点のスワップ残高

金利スワップ

支払(Pay)/ 受取 (Receive) 変動金利	変動金利 インデックス	固定 金利	満期日	契約先	想定元 本金額	評価 金額	契約当初の プレミアム 支払/(受取)	評価益/ (評価損)
Pay	3-Month MYR-KLIBOR	2.880%	12/24/2013	BCLY	MYR 5,000	\$ (12)	\$ 0	\$ (12)
Pay	3-Month MYR-KLIBOR	2.880%	12/26/2013	DUB	5,000	(12)	0	(12)
Pay	3-Month MYR-KLIBOR	2.860%	01/02/2014	CITI	5,550	(16)	0	(16)
Pay	3-Month MYR-KLIBOR	2.825%	01/06/2014	DUB	8,200	(28)	0	(28)
Pay	6-Month EUR-LIBOR	4.000%	03/18/2016	CITI	EUR 725	51	14	37
Pay	6-Month EUR-LIBOR	4.000%	03/18/2016	DUB	725	50	13	37
Pay	6-Month EUR-LIBOR	4.500%	03/18/2016	BCLY	323	35	20	15
Pay	6-Month EUR-LIBOR	4.500%	03/18/2016	GSC	1,030	114	(2)	116
Pay	6-Month HUF-BUIBOR	7.725%	07/11/2018	BCLY	HUF79,900	(12)	(2)	(10)
Pay	6-Month Thailand Fixing Rate	2.780%	01/23/2014	HSBC	THB 5,180	(2)	0	(2)
Pay	6-Month Thailand Fixing Rate	2.580%	01/27/2014	BCLY	12,850	(7)	0	(7)
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.225%	01/04/2010	MSC	BRL10,300	138	(31)	169
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.340%	01/04/2010	BCLY	16,100	226	21	205
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.180%	01/02/2012	MSC	9,000	201	(6)	207

Pay	BRL-CDI-Compounded	14.765%	01/02/2012	HSBC	15,200	420	135	285
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.765%	01/02/2012	JPM	7,900	219	11	208
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.765%	01/02/2012	MLP	3,000	83	31	52
Pay	BRL-CDI-Compounded	14.770%	01/02/2012	BCLY	3,000	83	0	83
Pay	BRL-CDI-Compounded	12.450%	01/02/2017	JPM	29,400	30	0	30
Pay	BRL-CDI-Compounded	13.720%	01/02/2017	MLP	12,600	196	32	164
Pay	IBMEXID	9.190%	07/29/2015	HSBC	MXN 6,380	16	6	10
Pay	IBMEXID	8.720%	09/05/2016	BCLY	12,000	8	17	(9)
Pay	IBMEXID	8.660%	01/31/2019	JPM	5,700	(2)	0	(2)
					<u>\$1,779</u>	<u>\$</u>	<u>259</u>	<u>\$ 1,520</u>

(e)2009年2月28日時点の売建オプション残高

金利スワップション

銘柄名	契約先	変動金利 インデックス	支払(Pay)/ 受取 (Receive) 変動金利	権利行 使金利	満期日	想定元 本金額	プレミアム	評価額
Call - OTC 7-Year Interest Rate Swap	GSC	6-Month EUR-LIBOR	Receive	3.100%	06/15/2009	EUR 1,400	\$ 15	\$ 25
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	GSC	6-Month EUR-LIBOR	Pay	4.300%	06/15/2009	1,400	15	2
Call - OTC 7-Year Interest Rate Swap	BNP	3-Month USD-LIBOR	Receive	1.800%	04/27/2009	\$1,100	5	0
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	BNP	3-Month USD-LIBOR	Pay	3.500%	04/27/2009	1,100	7	9
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	BNP	3-Month USD-LIBOR	Pay	2.750%	05/22/2009	500	5	8
Call - OTC 7-Year Interest Rate Swap	DUB	3-Month USD-LIBOR	Receive	1.800%	04/27/2009	1,600	3	0
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	DUB	3-Month USD-LIBOR	Pay	3.500%	04/27/2009	1,600	8	14
Put - OTC 5-Year Interest Rate Swap	GSC	3-Month USD-LIBOR	Pay	2.750%	05/22/2009	1,500	14	23
Call - OTC 7-Year Interest Rate Swap	MLP	3-Month USD-LIBOR	Receive	1.800%	04/27/2009	1,000	1	0
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	MLP	3-Month USD-LIBOR	Pay	3.500%	04/27/2009	1,000	8	9
Put - OTC 7-Year Interest Rate Swap	RBS	3-Month USD-LIBOR	Pay	4.400%	08/03/2009	1,200	4	6
							<u>\$ 85</u>	<u>\$ 96</u>

上場先物取引オプション

銘柄名	権利行 使価格	満期日	契約数	プレミアム	評価額
Call - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	\$126.000	05/22/2009	15	\$ 11	\$ 8
Put - CBOT U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	119.000	05/22/2009	15	25	31

(f) 2009年2月28日時点の為替残高

種類	通貨	契約先	契約金額	決済月	評価益総額	(評価損総額)	純額の評価益/ (評価損)
Buy	BRL	HSBC	21,225	06/2009	\$ 0	\$ (343)	\$ (343)
Sell		HSBC	3,979	06/2009	67	0	67
Buy		JPM	460	06/2009	0	(4)	(4)
Sell		JPM	1,695	06/2009	16	0	16
Buy		MLP	851	06/2009	1	0	1
Sell		JPM	11,682	07/2009	2,052	0	2,052
Buy		MSC	11,754	07/2009	0	(2,023)	(2,023)
Buy		JPM	12,716	07/2010	0	(1,963)	(1,963)
Buy	CLP	CITI	78,400	03/2009	0	0	0
Sell		CITI	78,400	03/2009	0	(6)	(6)
Buy		MSC	78,400	03/2009	0	(28)	(28)
Sell		MSC	78,400	03/2009	0	0	0
Buy		BCLY	95,900	05/2009	20	0	20
Sell		BCLY	148,052	05/2009	0	(20)	(20)
Buy		CITI	245,274	05/2009	18	0	18
Sell		CITI	51,471	05/2009	0	(6)	(6)
Buy		DUB	1,300,239	05/2009	171	0	171
Sell		DUB	231,742	05/2009	0	(32)	(32)
Buy		JPM	270,475	05/2009	51	0	51
Sell		JPM	171,555	05/2009	11	(18)	(7)
Buy		MLP	427,050	05/2009	63	0	63
Buy		MSC	280,612	05/2009	37	(39)	(2)
Buy	CNY	CITI	1,329	05/2009	0	(7)	(7)
Buy		DUB	539	05/2009	2	0	2
Buy		HSBC	289	05/2009	0	0	0
Sell		HSBC	1,308	05/2009	0	0	0
Buy		JPM	2,039	05/2009	0	(16)	(16)
Sell		JPM	2,887	05/2009	1	(1)	0
Sell		CITI	3,351	07/2009	0	(6)	(6)
Sell		DUB	3,351	07/2009	0	(6)	(6)
Buy		HSBC	4,768	07/2009	0	0	0
Buy		JPM	1,934	07/2009	0	(20)	(20)
Buy		BCLY	7,925	09/2009	13	0	13
Buy		DUB	19,279	09/2009	9	(28)	(19)
Sell		HSBC	5,057	09/2009	0	0	0
Buy		JPM	2,312	09/2009	3	0	3
Buy	COP	BCLY	3,257,560	05/2009	0	(164)	(164)
Buy		CITI	5,108,860	05/2009	0	(129)	(129)
Sell		CITI	916,598	05/2009	26	0	26
Buy		JPM	435,100	05/2009	0	(22)	(22)
Buy		MLP	543,982	05/2009	0	(16)	(16)
Buy	CZK	CITI	2,362	05/2009	0	(39)	(39)
Sell		CITI	10,538	05/2009	66	0	66
Buy		JPM	8,177	05/2009	0	(167)	(167)
Sell	EUR	BCLY	697	03/2009	14	0	14
Buy		DUB	919	03/2009	0	(16)	(16)
Buy		GSC	863	03/2009	0	(11)	(11)
Sell		HSBC	960	03/2009	34	0	34
Buy		RBS	1,463	03/2009	0	(49)	(49)
Buy	GBP	DUB	7	04/2009	0	0	0
Buy		MSC	28	04/2009	0	(1)	(1)

Buy	HKD	BCLY	923	03/2009	0	0	0
Buy		CITI	1,318	03/2009	0	0	0
Buy		HSBC	853	03/2009	0	0	0
Sell		HSBC	2,992	03/2009	0	0	0
Buy	HUF	DUB	228,932	05/2009	0	(40)	(40)
Sell		DUB	110,121	05/2009	121	0	121
Buy		HSBC	156,398	05/2009	0	(151)	(151)
Sell	HUF	HSBC	206,138	05/2009	\$ 147	\$ 0	\$ 147
Buy		JPM	383,642	05/2009	0	(58)	(58)
Sell		JPM	518,178	05/2009	166	0	166
Buy	IDR	BCLY	17,029,786	03/2009	73	(125)	(52)
Sell		BCLY	19,030,975	03/2009	71	0	71
Buy		CITI	20,080,491	03/2009	22	(106)	(84)
Sell		CITI	12,641,100	03/2009	0	(170)	(170)
Buy		DUB	13,448,300	03/2009	9	(60)	(51)
Sell		DUB	8,937,500	03/2009	0	(85)	(85)
Buy		HSBC	4,259,800	03/2009	0	(30)	(30)
Buy		JPM	9,677,550	03/2009	73	(17)	56
Sell		JPM	28,955,355	03/2009	59	(180)	(121)
Buy		RBS	1,618,500	03/2009	0	(17)	(17)
Sell	/	BCLY	1,109	03/2009	1	0	1
Sell		CSFB	5,900	03/2009	0	0	0
Sell		UBS	10,900	03/2009	1	0	1
Buy	MXN	DUB	3,700	03/2009	0	(8)	(8)
Sell		JPM	3,700	03/2009	2	0	2
Buy		BCLY	31,967	05/2009	0	(199)	(199)
Sell		BCLY	67,418	05/2009	379	0	379
Buy		CITI	6,036	05/2009	3	0	3
Sell		CITI	11,370	05/2009	29	(3)	26
Buy		HSBC	22,689	05/2009	0	(142)	(142)
Sell		HSBC	96,406	05/2009	174	0	174
Buy		JPM	18,047	05/2009	0	(204)	(204)
Sell		JPM	33,764	05/2009	172	0	172
Buy		MLP	47,245	05/2009	0	(477)	(477)
Buy	MYR	BCLY	2,624	04/2009	0	(43)	(43)
Buy		BOA	2,242	04/2009	0	(36)	(36)
Buy		CITI	4,500	04/2009	0	(67)	(67)
Buy		HSBC	5,276	04/2009	0	(58)	(58)
Buy		JPM	878	04/2009	0	(5)	(5)
Sell		JPM	2,190	04/2009	13	(1)	12
Buy		BCLY	15,784	08/2009	0	(189)	(189)
Sell	PEN	CITI	2,139	07/2009	0	(1)	(1)
Buy		DUB	835	07/2009	0	(8)	(8)
Buy	PHP	CITI	6,120	08/2009	0	(3)	(3)
Sell		JPM	5,286	08/2009	3	0	3
Sell	PLN	BCLY	697	05/2009	48	0	48
Buy		DUB	5,513	05/2009	0	(322)	(322)
Buy		HSBC	8,915	05/2009	0	(835)	(835)
Sell		HSBC	7,305	05/2009	860	0	860
Buy		JPM	2,379	05/2009	0	(115)	(115)
Sell		JPM	5,361	05/2009	1,117	0	1,117
Buy		RBS	1,746	05/2009	0	(32)	(32)
Buy		UBS	401	05/2009	0	(72)	(72)
Buy	RUB	BCLY	66,990	05/2009	0	(199)	(199)
Sell		BCLY	6,969	05/2009	43	0	43
Sell		DUB	34,988	05/2009	195	0	195
Buy		HSBC	2,568	05/2009	0	(39)	(39)
Sell		HSBC	7,238	05/2009	46	0	46

Sell	JPM	20,186	05/2009	77	0	77
Sell	UBS	177	05/2009	0	0	0
Buy	SGD CITI	175	04/2009	0	(6)	(6)
Sell	CITI	728	04/2009	15	0	15
Buy	DUB	1,248	04/2009	0	(43)	(43)
Sell	DUB	1,439	04/2009	49	0	49
Buy	HSBC	44	04/2009	0	(2)	(2)
Sell	HSBC	1,789	04/2009	48	0	48
Buy	JPM	496	04/2009	0	(29)	(29)
Buy	RBS	825	04/2009	0	(32)	(32)
Buy	SGD UBS	1,160	04/2009	\$ 0 \$	(72) \$	(72)
Sell	CITI	43	07/2009	0	0	0
Buy	HSBC	43	07/2009	0	(2)	(2)
Buy	THB BCLY	59,044	03/2009	0	(92)	(92)
Sell	BCLY	75,188	03/2009	51	0	51
Sell	CITI	15,809	03/2009	5	0	5
Buy	JPM	100,502	03/2009	0	(158)	(158)
Sell	JPM	30,155	03/2009	20	0	20
Sell	TRY HSBC	592	03/2009	24	0	24
Buy	JPM	26	03/2009	0	0	0
Sell	JPM	392	03/2009	0	(1)	(1)
Buy	UBS	958	03/2009	0	(164)	(164)
Buy	HSBC	4,261	07/2009	0	(47)	(47)
Sell	HSBC	3,383	07/2009	86	0	86
Buy	JPM	392	07/2009	0	0	0
Sell	JPM	499	07/2009	8	0	8
Buy	ZAR BCLY	18,760	05/2009	5	(9)	(4)
Sell	BCLY	13,162	05/2009	22	(36)	(14)
Buy	CITI	1,136	05/2009	0	0	0
Buy	DUB	1,764	05/2009	1	0	1
Sell	DUB	1,764	05/2009	0	(1)	(1)
Buy	HSBC	4,137	05/2009	0	(45)	(45)
Buy	JPM	3,964	05/2009	5	0	5
Sell	JPM	10,624	05/2009	8	(17)	(9)
Buy	UBS	2,317	05/2009	6	0	6
Sell	UBS	6,456	05/2009	0	(12)	(12)
				\$ 6,932	\$ (10,045)	\$ (3,113)

(g)公正価値の測定*

以下は、ファンドの資産及び負債を評価する際に使用された2009年2月28日現在のインプットによって測定された公正価値評価の要約です。

	同一の投資商品 に関する活発な 市場の時価（レ ベル1）	重要なレベ ル1以外の 観察可能な インプット （レベル2）	重要な観察 不能なイン プット（レ ベル3）	2009年2月 28日現在の 価値
投資有価証券、時価	\$ 0	\$ 114,762	\$ 0	\$ 114,762
その他の金融商品**	85	(1,688)	0	(1,603)
合計	\$ 85	\$ 113,074	\$ 0	\$ 113,159

* 追加情報については「重要な会計方針」の「有価証券の評価」を参照下さい。

** その他の金融商品には、未決済の先物取引、スワップ取引、売建オプション及び為替取引が含まれます。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年8月5日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	17,273,682,420円
II 負債総額	143,833,073円
III 純資産総額（I－II）	17,129,849,347円
IV 発行済数量	19,617,047,050口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8732円

（参考）マザーファンドの現況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年8月5日現在

項 目	金額又は口数
I 資産総額	340,598,121,990円
II 負債総額	6,358,055,600円
III 純資産総額（I－II）	334,240,066,390円
IV 発行済数量	310,198,771,381口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0775円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	3,131,118,295	21,561,216
	第2期	1,617,646,090	12,845,333
	第3期	1,521,546,583	72,759,989
第2特定期間	第4期	3,123,504,300	61,093,770
	第5期	5,141,923,252	162,416,727
	第6期	1,508,629,574	190,482,835
	第7期	423,131,726	162,601,829
	第8期	209,929,812	114,319,892
	第9期	190,733,435	354,345,407
第3特定期間	第10期	224,125,012	163,010,209
	第11期	250,690,416	72,650,229
	第12期	374,773,954	58,132,383
	第13期	444,857,364	53,032,625
	第14期	834,319,832	76,076,274
	第15期	1,466,983,811	94,173,859

（注1）本邦外における設定及び解約はございません。

（注2）設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

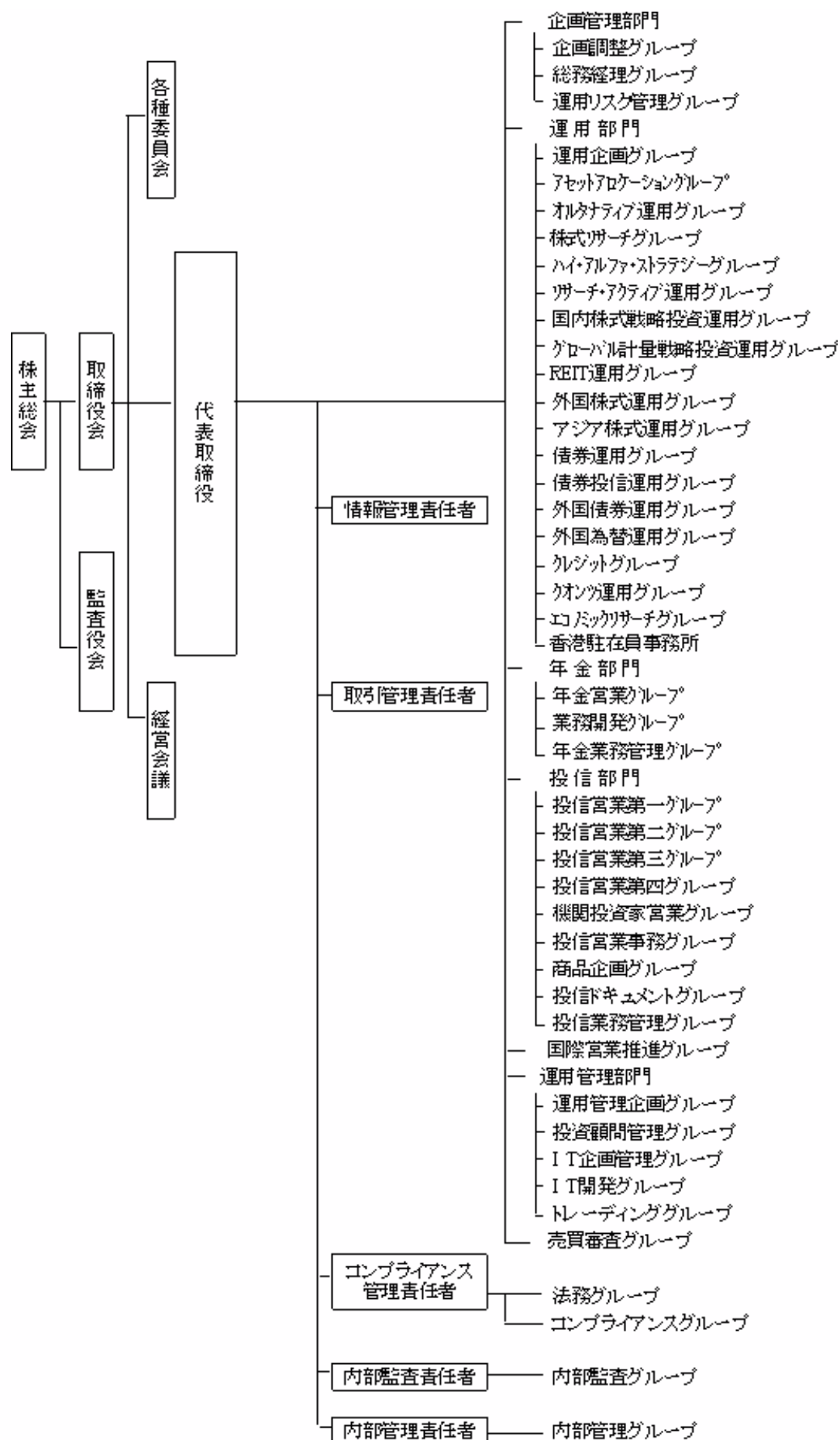
（1）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動
該当事項はありません。

（2）会社の機構

① 会社の組織図



※上記組織は、平成21年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

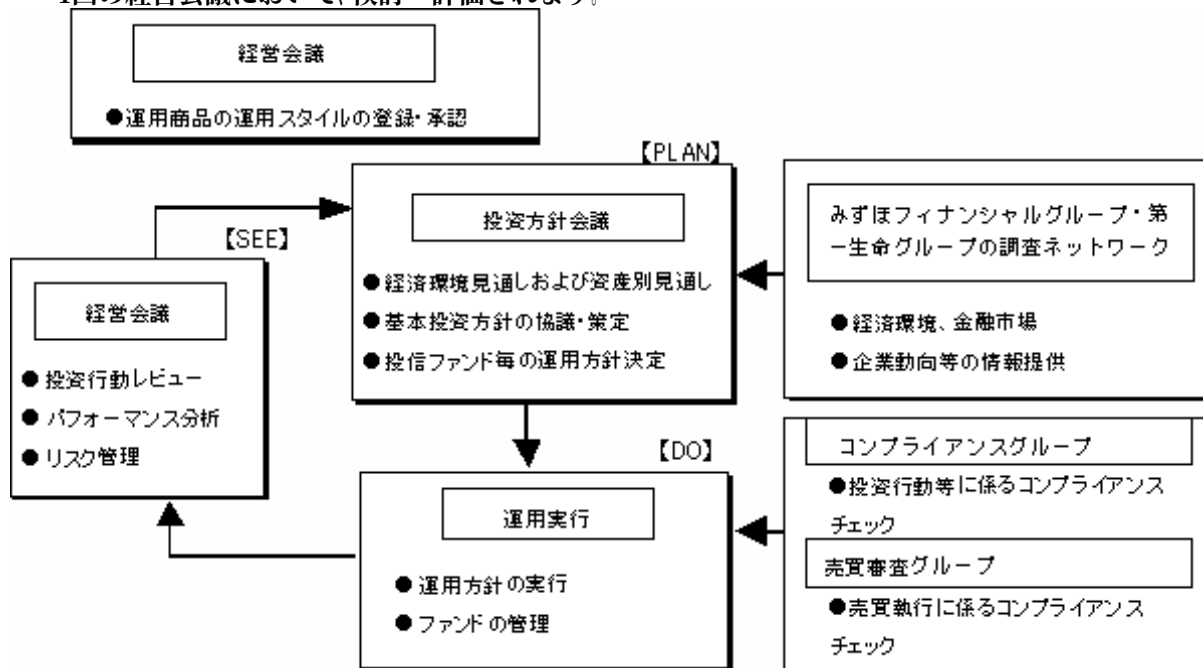
③ 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



※上記体制は平成21年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年7月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は259本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	18	153,732,821,341
追加型株式投資信託	227	3,435,670,599,069
単位型公社債投資信託	14	115,975,591,349
追加型公社債投資信託	0	0
合計	259	3,705,379,011,759

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第2条により改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,267,152	12,558,999
前払費用	64,301	54,242
未収委託者報酬	3,423,783	2,254,741
未収運用受託報酬	—	1,046,291
未収投資助言報酬	—	※2 252,337
未収収益	※2 1,933,135	197,045
未収消費税等	—	98,402
繰延税金資産	553,910	369,826
その他	43,115	23,865
流動資産計	19,285,400	16,855,752
固定資産		
有形固定資産	488,486	501,481
建物	※1 335,163	※1 283,511
器具備品	※1 153,323	※1 201,169
建設仮勘定	—	16,799
無形固定資産	616,621	721,812
商標権	※1 2,104	※1 1,335
ソフトウェア	※1 606,677	※1 555,121
ソフトウェア仮勘定	—	157,595
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 691	※1 611
投資その他の資産	5,842,772	4,051,090
投資有価証券	3,097,362	498,041
関係会社株式	1,261,144	1,661,144
繰延税金資産	233,849	442,390
長期差入保証金	1,194,310	1,169,961
その他	83,032	306,478
貸倒引当金	△26,925	△26,925
固定資産計	6,947,880	5,274,384
資産合計	26,233,280	22,130,137

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	162,809	37,445
未払金	2,186,170	1,293,636
未払収益分配金	8,470	8,201
未払償還金	50,930	48,993
未払手数料	1,527,000	931,529
その他未払金	599,769	304,912
未払費用	※2 1,653,424	※2 1,040,620
未払法人税等	2,575,999	179,557
未払消費税等	316,821	—
賞与引当金	687,832	618,303
その他	—	20,741
流動負債計	7,583,058	3,190,304
固定負債		
役員退職慰労引当金	179,237	145,732
退職給付引当金	334,280	404,437
固定負債計	513,518	550,169
負債合計	8,096,577	3,740,474
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	13,718,238	13,962,732
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	7,040,000	10,040,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,054,944	3,299,438
株主資本合計	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△10,012	△1,547
評価・換算差額等合計	△10,012	△1,547
純資産合計	18,136,703	18,389,662
負債・純資産合計	26,233,280	22,130,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	32,833,957		24,552,133	
顧問料	6,804,888		—	
運用受託報酬	—		4,509,994	
投資助言報酬	—		1,228,096	
その他営業収益	863,734		697,007	
営業収益計		40,502,581		30,987,232
営業費用				
支払手数料	14,748,737		10,967,681	
広告宣伝費	830,858		488,151	
公告費	3,293		—	
受益証券発行費	2,167		—	
調査費	6,268,709		5,076,631	
調査費	2,415,829		2,506,175	
委託調査費	3,852,880		2,570,455	
委託計算費	345,695		325,174	
営業雑経費	1,143,457		812,013	
通信費	33,290		35,872	
印刷費	1,041,499		732,985	
協会費	22,173		25,313	
諸会費	41		41	
支払販売手数料	46,452		17,800	
営業費用計		23,342,919		17,669,652
一般管理費				
給料	4,082,147		4,587,983	
役員報酬	※1 223,147		※1 234,353	
給料・手当	3,258,097		3,647,502	
賞与	600,902		706,127	
交際費	44,264		44,085	
寄付金	4,010		4,462	
旅費交通費	309,129		308,237	
租税公課	103,549		82,762	
不動産賃借料	754,728		801,086	
退職給付費用	88,449		106,223	
固定資産減価償却費	337,808		330,412	
福利厚生費	23,757		22,556	
修繕費	16,394		6,755	
賞与引当金繰入	687,832		618,303	
役員退職慰労引当金繰入	60,123		42,570	
役員退職金	528		13,175	
機器リース料	1,207		973	
事務委託費	279,797		247,087	
消耗品費	76,448		84,099	
器具備品費	10,563		6,094	
諸経費	204,099		177,386	
一般管理費計		7,084,837		7,484,253
営業利益		10,074,823		5,833,325

（単位：千円）

	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	92,575		4,558	
受取利息	59,127		59,458	
時効成立分配金	298		164	
為替差益	14,223		—	
雑収入	7,064		5,482	
先物利益	—		180,422	
営業外収益計		173,289		250,086
営業外費用				
為替差損	—		24,553	
時効成立後支払分配金	557		517	
投資信託解約損	109,677		38,254	
営業外費用計		110,234		63,325
経常利益		10,137,878		6,020,086
特別利益				
関係会社株式売却益	39,215		—	
貸倒引当金戻入益	123		—	
特別利益計		39,338		—
特別損失				
固定資産除却損	※2 10,466		※2 14,476	
ゴルフ会員権売却損	5,200		—	
ゴルフ会員権評価損	—		6,000	
投資有価証券評価損	—		484,009	
退職給付費用	106,395		—	
特別損失計		122,062		504,485
税引前当期純利益		10,055,154		5,515,600
法人税、住民税及び事業税		4,252,414		2,301,373
法人税等調整額		△172,622		△30,266
法人税等合計		4,079,792		2,271,106
当期純利益		5,975,362		3,244,494

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	4,640,000	7,040,000
	当期変動額	2,400,000	3,000,000
	当期末残高	7,040,000	10,040,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	4,843,582	6,054,944
	当期変動額		
	剰余金の配当	△2,364,000	△3,000,000
	別途積立金の積立	△2,400,000	△3,000,000
	当期純利益	5,975,362	3,244,494
	当期末残高	6,054,944	3,299,438
	株主資本合計		
	前期末残高	14,535,353	18,146,716
	当期変動額	3,611,362	244,494
	当期末残高	18,146,716	18,391,210
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	992	△10,012
	当期変動額（純額）	△11,004	8,464
	当期末残高	△10,012	△1,547
純資産合計			
	前期末残高	14,536,346	18,136,703
	当期変動額	3,600,357	252,958
	当期末残高	18,136,703	18,389,662

[次へ](#)

重要な会計方針

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当事業年度における貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

表示方法の変更

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）
金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。	（貸借対照表） 1. 前事業年度において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当事業年度から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前事業年度末における「未収運用受託報酬」の金額は1,299,666千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は369,475千円であります。 2. 前事業年度において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は31,213千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当事業年度から区分掲記しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」の金額は4,929,946千円であり、「投資助言報酬」の金額は1,874,941千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期（平成20年3月31日現在）	第24期（平成21年3月31日現在）												
※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 373,021千円 器具備品 229,532千円 商標権 5,582千円 ソフトウェア 653,371千円 電話施設利用権 905千円	※ 1. 固定資産の減価償却累計額 建物 426,679千円 器具備品 290,397千円 商標権 6,351千円 ソフトウェア 648,713千円 電話施設利用権 985千円												
※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。	※ 2. 関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。												
<table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円	<table><tr><td>流動資産</td><td>未収投資助言報酬</td><td>251,392千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>345,744千円</td></tr></table>	流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円	流動負債	未払費用	345,744千円
流動資産	未収収益	379,257千円											
流動負債	未払費用	641,087千円											
流動資産	未収投資助言報酬	251,392千円											
流動負債	未払費用	345,744千円											

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円	※ 1. 役員報酬の限度額 同左 ※ 2. 固定資産除却損の内訳 建物 2,251千円 器具備品 9,818千円 ソフトウェア 2,406千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>—</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>—</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>—</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>52,335千円</td><td>—</td><td>52,335千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>38,265千円</td><td>—</td><td>38,265千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円	減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円	期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	—	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	—	60,993千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	—	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	52,335千円	—	52,335千円																														
期末残高相当額	38,265千円	—	38,265千円																														
②未経過リース料期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>22,595千円</td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td>23,251千円</td><td>16,350千円</td><td>39,602千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	22,595千円	39,602千円	62,197千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料期末残高相当額	23,251千円	16,350千円	39,602千円																														
③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>25,173千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>20,191千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,754千円</td></tr></table>	支払リース料	25,173千円	減価償却費相当額	20,191千円	支払利息相当額	1,754千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>24,096千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>22,727千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,501千円</td></tr></table>	支払リース料	24,096千円	減価償却費相当額	22,727千円	支払利息相当額	1,501千円																				
支払リース料	25,173千円																																
減価償却費相当額	20,191千円																																
支払利息相当額	1,754千円																																
支払リース料	24,096千円																																
減価償却費相当額	22,727千円																																
支払利息相当額	1,501千円																																
④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④減価償却費相当額の算定方法 同左																																
⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	⑤利息相当額の算定方法 同左																																
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	2. オペレーティング・リース取引 同左																																

(有価証券関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差 額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	△16,884
小計	3,031,000	3,014,115	△16,884
合計	3,031,000	3,014,115	△16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	146,101	146,101	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	271,802	269,192	△2,610
小計	417,904	415,294	△2,610
合計	417,904	415,294	△2,610

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
3,021,000	20,615	58,869

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 82,746千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	—	508,267	14,760
合計		523,028	—	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引及び株価指数先物取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスク及び株価変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	24,432	—	24,960	△528
	香港ドル	34,020	—	34,412	△392
	豪ドル	77,510	—	78,736	△1,226
	シンガポールドル	12,564	—	12,672	△107
合計		148,527	—	150,782	△2,255

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第24期(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	212,667	—	230,215	△17,547
合計		212,667	—	230,215	△17,547

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

（1）	退職給付債務	（平成20年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
（2）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第23期 （平成20年3月31日）
（1）	割引率（％）	1.5
（2）	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

第24期（平成21年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、原則法を適用しております。

（1）	退職給付債務	（平成21年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		431,448
	未認識数理計算上の差異		△27,011
	退職給付引当金		404,437
（2）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		71,958
	確定拠出年金	拠出額	34,264
	退職給付費用		106,223

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		第24期 （平成21年3月31日）
（1）	割引率（％）	1.5
（2）	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（3）	数理計算上の差異の処理年数（年）	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	197,866	19,218
未払事業所税	5,714	6,269
賞与引当金	279,947	251,649
未払法定福利費	27,884	27,146
未払確定拠出年金掛金	2,610	2,667
減価償却超過額	—	7,579
減価償却超過額（一括償却資産）	10,139	8,559
繰延資産償却超過額（税法上）	27,940	46,274
その他（未払金等）	1,807	461
退職給付引当金	136,052	164,605
役員退職慰労引当金	72,949	59,313
ゴルフ会員権評価損	3,135	5,577
投資有価証券評価損	—	196,991
貸倒引当金繰入額	14,840	14,840
その他有価証券評価差額金	6,871	1,062
繰延税金資産合計	787,759	812,216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金負債合計	—	—
差引繰延税金資産の純額	787,759	812,216

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第24期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、重要な追加はありません。

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投資の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	718,870	未収投資助言報酬	172,117
								販売手数料の支払	17,800	-	-
								保険料の支払	5,828	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	933,784	未払費用	236,518
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	324,748	未払費用	109,093

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,531,236	未払手数料	96,917
								預金の引出(純額)	300,370	現金・預金	322,365
								受取利息	894	未収収益	-
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	701,162	未払手数料	91,628
								預金の引出(純額)	1,034,219	現金・預金	11,438,676
								受取利息	55,734	未収収益	4,158
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	—	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	299,054	未払費用	117,438
								業務委託料の支払	17,550	未払費用	2,677

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 766,235円93銭 1株当たり当期純利益金額 135,187円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	5,975,362千円	3,244,494千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。 (出資の総額400,000千円、資本金400,000千円)	平成21年2月13日開催の臨時取締役会の決議により平成21年3月19日に設立した100%出資の子会社DIAM Asset Management(HK)Limitedに対して、平成21年4月9日に資本金の払込みを実施いたしました。 当該子会社の設立は、運用・営業両面においてビジネス機会の広がる中国圏での業容拡大や、当社におけるアジア株関連商品の営業強化などを主な目的とするものです。 <子会社の概要> 商 号： DIAM Asset Management(HK)Limited 主な事業内容： 資産運用業務 設 立 年 月 日： 平成21年3月19日 資 本 金： 500,000千円 発行済株式総数： 500,000株 出 資 の 総 額： 500,000千円 出 資 比 率： 当社100%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成21年3月末日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成21年3月末日現在)

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	650,000	日本において銀行業務を営んでおります。
ジョインベスト証券株式会社	21,400	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
フィデリティ証券株式会社	4,207	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
信金中央金庫	(※1) 290,998	日本において全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の受給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
株式会社百十四銀行	37,322	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(※1) 出資の総額

(3) 投資顧問会社

a. 名称

ピムコジャパンリミテッド

b. 資本金の額

平成20年12月末日現在 13,411,674.44米ドル

c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱いおよび販売
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間中に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年4月13日
有価証券報告書	平成21年4月13日
臨時報告書	平成21年1月20日、平成21年2月20日、平成21年3月23日、 平成21年6月22日

独立監査人の監査報告書

平成21年8月26日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mエマージング債券ファンドの平成21年1月14日から平成21年7月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mエマージング債券ファンドの平成21年7月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本禎良 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山内正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月4日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mエマージング債券ファンドの平成20年7月15日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mエマージング債券ファンドの平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。